

第十一編 農村問題

總說

本年は農村問題も亦多忙な年であつた。その理由の第一は、本年に於て第三回國際勞働會議が開かれ、こゝに農業勞働者の問題が論ぜられると云ふこと、その理由の第二は數年來米價の高値がつゞいて農業企業者の利益が増大したのに對し—而してこの間小作者の自覺があつたのに對し—小作者はその利益に與ることが少なくなつたと云ふこと、この理由の第三は米價が四月頃より下落を初め九月十月に瓦落をつづけたために今迄生活の向上し投機を夢

みてゐた地主の狼狽したことにある。前二者の理由によつて起つて來た問題は、小作を中心とした地主に對する反抗運動であつて後者の理由によつて起つて來た問題は、投賣防止運動である。共に吾國未曾有の社會現象と云ふべく、吾等は此の兩問題に關して、かゝる問題も輿論を後援として社會的に取扱はるゝ様になつた傾向を見ることが出来る。而して前者は被壓者の反抗運動として傍觀者に悲愴の感を抱かせるが、その組織的でなく、その全國的でないことに於て前途の遼遠を思はしめる。反之後者は、その陣容の堂々たるに於てその組織的なるに於て、現代的大運動たるの面目を有つたが、多くの世人は、之に對して反感をすら持つた。この間に立つて政府は、小作制度の調査農家經濟の調査に従事したけれども、小作の位置の改善の爲めにはあまり多くの努力を拂はなかつた、之に反して、米價の下落をせきとめ、地主の利益を擁護するためには、關稅制度の改正、金融の疎通等によつて幾多の努力を示した。之等の政策が果して國民全體にどれだけの利益を齎したかは、更に研究を要する事柄である。本篇に於ては先づ、第一に農家、地價收益の統計を示し、第二に小作問題の發展を概説し、第三に米の投賣防止運動を叙し最後に二三の補遺事項を加へて置いた。

第一 農家、地價、土地收益

一 各府縣別農家戶數(第三十五次農省務統計)による大正七年未現在

地方	農家戶數			地主戶數	神奈川	兵庫	長崎	新潟	埼玉	群馬	千葉	茨城	栃木	奈良	
	自作	小作	自作兼小作												
東京	三三、一九六	一八、一三三	二六、六六三	六七、九八一	三三、四八一	一九、四九〇	三六、三四五	七六、三三六	七三、七三六	一八六、〇六八	一六六、三三七	一一三、〇三三	九三、四一五	一五三、九六八	一三七、八八六
京都	二九、四五二	三三、五三九	三三、三六一	八三、六六一	四五、九〇〇	七〇、一七五	六九、九九三	一八六、〇六八	一〇九、九五三	一一三、〇三三	九三、四一五	一五三、九六八	一三七、八八六	一五三、九六八	一三七、八八六
大阪	一九、七三〇	四五、七九三	二六、一七〇	九一、六六二	四四、八二七	六六、一六五	八五、六三七	一九六、六一九	一八一、六〇三	一六六、四〇二	一二七、八二〇	一二七、八二〇	九三、四一五	一五三、九六八	一三七、八八六

三愛	重知	山梨	滋賀	岐阜	長野	宮城	福島	巖手	青森	山形	秋田	福井	石川	富山	鳥取	島根
四三、二六八	五五、七六七	四三、八五一	一九、〇六七	二九、八〇五	四一、五八五	六六、八五三	二一、七六一	五六、七六九	三八、九六二	三三、九五三	二二、九五三	一七、八八八	二五、七八二	二二、二六〇	一九、一四三	一〇、九二二
三〇、四七七	五八、一三四	四〇、〇三二	三〇、〇九六	二七、二二五	三九、〇一〇	五四、七六一	二九、九一七	三三、四二五	二二、三三三	二二、一五五	八、五八四	二八、六三四	一九、六七四	二六、六六四	一五、四三三	三三、九七〇
四七、〇五六	九一、二三三	七七、五八七	二八、八九〇	三六、六七六	六三、三四五	八四、九六四	三六、一七二	四七、三七四	三三、八〇〇	二九、四二二	三六、四五八	二七、八九一	二七、八六三	四六、〇四四	三〇、八六六	四八、七八九
一一九、八〇一	二〇四、七四三	一六一、四六〇	七八、〇五三	九三、七〇六	一四三、八四〇	二〇六、五七八	八九、八五一	一三七、五七八	九四、一四五	七六、三三四	八八、九九五	八二、三七三	七三、三九	八五、九六八	七九、六九六	五七、二二二
一一一、四九一	一六九、四五二	一五〇、四三三	五七、〇一九	八五、〇二二	一一九、〇九三	一七五、九七八	七六、四二四	二八、二二五	八三、三三六	六七、二九〇	七八、〇五四	七〇、三三三	六八、六二六	八一、三五二	七九、四六二	四〇、七二〇
計																
一、六九七、〇三七	一、五五〇、三三四	三、三九、四三三	五、四七六、七八四	四、八六三、三七六												
岡山	廣島	山口	和歌山	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿児島	沖縄	北海道	計
四三、七七五	七三、七八九	四九、五四七	三〇、〇四三	二九、八七六	一四、二八五	四六、四九〇	三二、三六四	四一、四六三	四七、三三七	二二、一三八	四〇、七三六	二四、〇三九	七三、五八	八〇、七二二		
三四、九四七	四三、五〇六	二六、七一一	二一、五四八	一八、七一一	四三、〇七九	三七、四四三	一五、九一六	五三、四六七	二七、一四六	一五、二二六	三四、二二三	一七、六二二	三六、五九	七七、四七九		
八六、二九八	八五、五七一	五四、五五七	二八、二六一	三三、二二六	三三、三三〇	四六、三四九	三五、三三三	五五、〇五五	四九、五三八	三二、八二三	六八、二八九	三二、八三〇	八九、四九九	二七、二二二		
一六五、九七〇	二〇一、八六六	一三〇、八二六	七九、七五〇	八〇、八〇三	八八、七〇四	一三〇、三八一	八三、六〇三	一四九、九七五	一四四、〇三一	六九、一八九	一四三、二三八	七三、四八一	一九八、五四六	一八五、三三三		
一五三、五五〇	一八八、三六四	一三六、三九五	七五、八九三	七五、二六五	五九、一六八	一一八、四七八	八一、三五〇	一〇九、八九九	一三三、八三三	六七、二八三	一三〇、三八一	七三、四九九	一八九、三六四	一五八、七九八		

二 全國田畑價格及収益

(日本勸業銀行大正七年十一月調査による)

イ 田畑法定地價

田畑毎に上、普通、下の三品等に就て報告を徴したるが法定地價は必ずしも品等と相伴ふものにあらずと雖も大體の標準たり得るを以て先づ本調査にて得たる平

均の一反歩當り法定地價を品等別に示すに左の如し。

田	上	並	下	第一回	第二回	第三回
五五圓	四〇圓	二四圓	一〇圓	四一	四五	四五
二五圓	一七圓	一〇圓		一八	二六	二四
					九七	一〇七

ロ 田畑賣買價格

之れを第一回調査たる明治四十二年及び第二回調査たる大正二年と比較するに左の如くにして毎回殆ど同一の結果を得たり(單位圓)

一反歩當り 一反歩當りの賣買價格左の如し(單位圓)

平均	最高	最低
田 上 六三 田 下 四九	八六(大阪) 七〇(大阪)	三二(新潟) 二九(宮崎)
烟 上 三三 烟 下 二九	三三(大阪) 二五(沖繩)	一五(沖繩) 一三(青森)
	六九(愛知) 五三(愛知)	二六(青森) 九四(青森)
	三〇(愛知)	六三(青森)

地方別比較 全國を七區に分ち普通品等の田畑に就て地方別に示せば左の如し(單位圓)

北區	中區	四國區	沖繩區	備考
田 畑 三二	田 畑 三六	田 畑 四〇	田 畑 三〇	北區とは青森、秋田、巖手、宮城、山形、福島、新潟▲東區とは群馬、栃木、茨城、千葉、埼玉、東京、神奈川▲中區とは長野、山梨、静岡、岡、愛知、三重、岐阜、富山、石川、福井、滋賀▲西區とは奈良、京都、大阪、和歌山、兵庫、岡山、廣島、山口、鳥根、島根▲四國區とは徳島、香川、愛媛、高知▲九州區とは福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿兒島を指す

即ち田に於ては西區最も高く中區四國國之に亞ぎ、沖繩區を除けば北區最も低く東區之れに亞き九州區中間に位す、畑に於ては中區最も高く沖繩區を除けば西區、四國區之れに亞ぎ北區最も低く九州區之

農村問題

に亞ぎ、東區中間に在り。

前回調査比較 之を前回の調査に比較するに平均に於て田は第一回(明治四十二年)に比し十三割八分第二回(大正二年)に比し七割六分の騰貴にして畑にありては十三割七分、七割五分の騰貴を告げ田畑共に全く其歩調を一にせり(普通田を標準とす)

第一回	第二回	第三回	第一回	第二回
田 一九四	田 二六六	田 四六九	畑 一〇五	畑 一四二
增加率	增加率	增加率	增加率	增加率
七・六	七・八	一三・八	七・五	七・五

價格騰貴率相違 前回調査と對比して地方別に價格騰貴の趨勢を通觀するに沖繩區を除き南方より漸次北上するに従ひ騰貴の勢の盛なるを示す注意すべき現象なり(普通品等を標準とす)

北區	東區	中區	西區
第一回	第二回	第一回	第二回
田 二〇・八	田 一一・四	田 一四・八	田 一〇・六
畑 一六・三	畑 九・七	畑 一四・七	畑 八・五
第一回	第二回	第一回	第二回
田 一六・五	田 九・四	田 一四・六	田 一〇・二
畑 一三・六	畑 六・三	畑 一四・七	畑 六・六

四國區 一一・三 六・六 一〇・三 六・一
九州區 九・九 五・五 九・一 四・九
沖繩區 一七・九 一 一一・〇
平均 一三・八 七・六 一三・七 七・五
品等別の騰貴率 品等別に價格騰貴の趨勢を通觀するに田畑共に下品等に於て騰貴率最も高く上品等に於いて最も低きを見る第二回調査に比し騰貴率左の如し。

田	畑	平均
上 七・〇	上 七・六	上 七・六
下 六・九	下 七・五	下 八・三

之れ前項の地方別に依り騰貴率の相違あると相似たる現象なるが左の事實に起因するものと思考せられ今後の趨勢は注目すべし

- 一、農業技術の進歩土壌改良經營の集約等に依り下品等のものは上品等のものより収益増加の割合多くなりし事
- 二、下品等のもの多く被る處の早冷水早の被害が近年少かりし事
- 三、下品等のものに對する需要増加したる事

ハ 實收小作料

田	畑	平均	最高	最低
上 四八・三八	上 六〇・〇〇	上 三〇・八〇	上 三〇・八〇	上 二八・八〇
下 二八・一三	下 四二・五八	下 二二・一九	下 二二・一九	下 二二・一九

烟	上	二四・〇八	三五・八五	一一・一三
普	一七・五七	二七・五九	八・三二	
下	一一・一八	一九・二八	四・二七	

前回調査と比較 之れを前回調査と比較するに左表の如くにして畑に於ては金

納、物納ありて概論し難しと雖も田に於て見るに反當小作料(米納)は毎回の調査殆ど同一の結果を示したり(前述の如く各品等とも其法定地價が毎回殆ど同じき事實に注意せよ)

反當り小作料

田	第一回	一・四〇	一・一三	一・一三
第二回	一・三〇	一・一三	一・一三	
第三回	一・三八	一・一三	一・一三	
烟	第一回	一・一三	一・一三	一・一三
第二回	一・一三	一・一三	一・一三	
第三回	一・一三	一・一三	一・一三	

同上換算價格

田	第一回	二四・五三	一四・七五	一三・九二
第二回	四八・三八	三九・一二	二八・一三	
第三回	一・二九	七・二六	一・五八	
烟	第一回	一・二九	七・二六	一・五八
第二回	二四・〇八	一七・五七	一・一八	
第三回	一・二九	七・二六	一・五八	

地方別比較 沖繩區を除き地方別による反當小作料左の如くにして、田に於ては北區最も低く東區之れに亞ぎ、中區以西は

狀況相似たり。畑に於ては北區最も低く東區九州區之れに亞ぎ、四國區最も高く中區西區中間にあり

田(米にて)

北區	一・一五	九・九五	七・七〇
東區	一・二二	九・九九	七・七三
中區	一・三六	一・一三	八・八三
西區	一・五五	一・二六	八・八九
四國區	一・五七	一・二二	八・八二
九州區	一・五一	一・一七	七・七九

畑(金に換算して)

北區	一五・〇八	一一・二〇	七・三一
東區	一七・三三	一一・一〇	八・九二
中區	二八・九九	二一・六五	一四・二六
西區	二八・六九	二〇・四七	一二・六八
四國區	三二・九一	二三・二五	一三・三五
九州區	二三・三〇	一六・〇三	九・四九

二 田畑純收益

一反步當り

平均	最高	最低
田	愛媛 三・二六	新潟 二・九六
上	奈良 四・八二	新潟 二・四三
並	大阪 三・五三	新潟 二・六八
下	奈良 三・五三	新潟 二・六八
烟	愛媛 三・二六	新潟 二・九六
上	高知 三・七六	青森 九・九七
普	愛知 三・三〇	秋田 七・九七
下	愛知 一・五九	山口 三・八六

最高最低比較に付ては沖繩を除く

前回調査の比較 左の如し

田	第一回	一八・六二	一〇・一六	一〇・一〇
第二回	四一・七六	三三・九八	二四・六三	
第三回	一〇・一九	七・二九	四・五一	
烟	第一回	一〇・一九	七・二九	四・五一
第二回	二一・一一	一五・四〇	九・七九	
第三回	一〇・一九	七・二九	四・五一	

右により純收益の増加割合を見るに左の如くにして田畑各品等とも略其歩調を一にし居るも田に於ては稍増加率尚きを示す之れ後記の如く調査時の米價高かりしによるもの多かる可しと思考せらる。

第一回を一〇〇とすれば第三回は

田	第一回	三三四・四
第二回	二九三・三	
第三回	二二四・二	
烟	第一回	二二四・二
第二回	二二四・二	
第三回	二〇七・〇	

地方別比較 沖繩區を除き純收益を地方別に比較するに田畑共に北區最低に位し東區之れに亞ぎ、中區四國區高位に居り九州區は中間に位す。

北區	上	三三・一九	二七・四五	二〇・五一
普	二二・三三	二二・三三	二二・三三	
下	二〇・七〇	二一・一一	二一・七〇	

東區	中區	西區	四國區	九州區	北區	東區	中區	西區	四國區	九州區
三五・一一	四一・九八	四七・六三	四九・〇二	四六・八八	一三・〇五	一四・九七	二五・六三	二四・九八	二八・九八	二一・〇一
二八・九一	三四・五四	三八・九二	三八・三八	三六・五七	九・六七	一一・三二	一九・一八	一七・七八	二〇・五五	一四・四七
三・六四	二五・九九	二七・五四	二六・一一	二五・一一	六・二六	七・七二	一二・六八	一〇・九六	一一・七四	八・五九

ホ 公課其他負擔

一反歩當り 直接土地に係る一切の負擔

平均	最高	最低
五・七七	八・〇〇	三・三三
四・四〇	六・七二	三・三三
三・八九	五・三三	一・五〇
二・五五	四・五三	一・〇六
一・八三	三・三三	〇・七五
一・二〇	三・三三	〇・三三

備考 最高最低の比に付ては沖繩を除く

前回調査比較 一反歩當り及法定地價百圓當りを以て前回調査と比較するに左の如し。

田	第一回	第二回	第三回
反法定地價百圓當	一	五・三六	五・七〇
上法定地價百圓當	一	五・五五	一・七〇

普通反法定地價百圓當	下反法定地價百圓當	上反法定地價百圓當	普通反法定地價百圓當	下反法定地價百圓當	上反法定地價百圓當
四・二二	九・八二	一・六六	九・六六	一・六六	九・六六
三・九二	九・七六	一・六三	九・五九	一・六三	九・五九
四・四〇	二・〇二	二・〇六	二・〇二	二・〇六	二・〇二
二・〇二	二・〇二	二・〇二	二・〇二	二・〇二	二・〇二

右により法定百圓に當りて公課等の負擔割合を觀察するに田畑とも常に上品等のものは普通品等のものより、又普通品等のものは下品等のものより其負擔割合の輕きを見る。

地方別による比較 沖繩區を除き普通品等のものに付地方別にて比較するに左の如くにして法定地價百圓當りとすれば北區最も負擔重く九州區最も輕きを見る。

田	反法定地價百圓當	畑	反法定地價百圓當
北區	三・四六	二・一六	二・一六
東區	一・三三	二・一六	二・一六

東區	中區	西區	四國區	九州區	北區
四・〇四	四・六六	五・〇三	五・二三	三・八七	三・八七
二・〇六	二・〇七	二・三二	二・二四	一・六六	一・六六
一・四六	二・〇七	二・〇七	二・〇五	一・六六	一・六六

公課實收 公課其他の負擔は實收小作料の幾分を占むるやと言ふに左表の如くにして田畑とも九州區及沖繩區に於て稍低しと雖も大體に於て田は一割一分強畑は一割強を占む。

北區	東區	中區	西區	四國區	九州區	沖繩區	平均
三・四一	三・六九	三・九八	四・〇六	四・五六	四・〇八	一・七二	三・九一
三・四八	四・〇四	四・六六	五・〇三	五・一二	三・八七	一・四一	四・四〇
二・一一	二・二二	二・一七	二・一一	二・一五	〇・九五	〇・八二	二・一一

北區	東區	中區	西區
一・二〇	一・三〇	二・一〇	二・〇四
一・三二	一・四六	二・一六	二・二一
二・一八	二・一〇	二・〇〇	一・〇八

四國區	二三・二五	二・一四	〇・九二
九州區	一六・〇三	一・三六	〇・八五
沖繩區	一八・五〇	一・二九	〇・七〇
平均	一七・五七	一・八二	一・〇四

今之を前回調査と比較するに格段の相違にて第一回にては田は約三割畑は二割五分を占め第二回にては田は約二割畑は約一割八分を占めたるに第三回にては上記の如く田は約一割一分、畑は約一割を占むるに過ぎず是等は一に公課等の負擔は大體變動なきも小作物料の價格騰貴著しきに歸すべきものなりと云ふべし。

田(普通品等)			
第一回	一四・五四	四・一一	二・七九
第二回	一九・六五	三・九一	一・九九
第三回	三九・一二	四・四〇	一・二二
畑(普通品等)			
第一回	七・二六	一・七八	二・四五
第二回	九・二二	一・六三	一・七七
第三回	一七・五七	一・八二	一・〇四

一反歩當り

管理取立費

品等	平均	最高	最低
田(上)	八・五	一・八四	二・二七
田(下)	七・四	一・五一	二・二七
畑(上)	六・二	一・二二	二・三
畑(下)	四・〇	九・二	一・〇
備考	最高低に就ては沖繩を除く		

前回調査比較 本調査を前回調査と比較するに左の如し。

田(第一回)	六・五	四・八	四・九
田(第二回)	八・五	七・四	六・二
田(第三回)	三・六	三・三	二・五
畑(第一回)	三・六	三・三	二・五
畑(第二回)	四・〇	三・四	二・八
畑(第三回)	三・六	三・三	二・五

北區	四・八	二・一
東區	七・四	三・一
中區	五・七	三・一
西區	一・一	四・八
四國區	一・〇	五・六
九州區	四・三	二・一
沖繩區	〇・七	〇・六
平均	七・四	三・四

察するに管理取立費は實收小作物料に對し僅少の割合を示し地方別にて見る時は田畑全く其歩調を一にして沖繩縣を除けば一分九厘即ち實收小作物料の約百分の二を占む。

北區	三・一	四・八	〇・一五
東區	三・三	七・四	〇・二二
中區	三・九	五・七	〇・一四
西區	四・五	一・一	〇・二五
四國區	四・四	一・〇	〇・二四
九州區	四・〇	四・二	〇・二一
沖繩區	一・七	〇・七	〇・〇四
平均	三・九	七・四	〇・一九

北區	一・一	二・一	〇・一九
東區	一・三	三・一	〇・二四
中區	二・一	三・一	〇・二四
西區	二・〇	四・八	〇・二三
四國區	二・三	五・六	〇・二四
九州區	一・六	二・一	〇・二三
沖繩區	一・八	〇・六	〇・〇三
平均	一・七	三・四	〇・一九

貸貸收益利廻

全國平均利廻 本調査に於て得たる田畑賣買價格に對する賃貸收益利廻りの全國平均左の如し。

利廻		利廻	
田	畑	田	畑
上	上	上	上
●〇七四三	●〇六八一	●〇七四三	●〇六八一
●〇七九二	●〇七一〇	●〇七九二	●〇七一〇
下	下	下	下
●〇九〇四	●〇七七七	●〇九〇四	●〇七七七

前回調査比較 今之れを普品等の田畑に付き第一回第二回の調査の結果と對比するに左の如し。

第一回	第二回	第三回
田 ●〇六二七	田 ●〇六五四	田 ●〇七九二
畑 ●〇五八六	畑 ●〇六一五	畑 ●〇七一〇

即ち第三回は田に於て第一回に比し●〇一六五、第二回に比し●〇一三八の高歩を示し畑に於ても亦同様にして●〇一二四及●〇〇九五の高歩を示す。

蓋し本邦の田畑價格は概して米繭等生産物の價格と歩調を一にして騰落する趨勢を有し、収益利廻は地方的の差異は別として全國平均又は同一地方としては大體連年大差なきが如く思考さるゝに拘らず、本調査に於ては前回又前々回調査に比較し何れの地方に於ても好利廻を示せる事

となれり其然る所以は次に述ぶるが如き事實に職由するものと考へらる、即ち近年に於ける米穀其他農産物の價格變動は甚だ突飛にして之れを米價に徴するも大正六年五月頃迄は一石十圓臺を唱へ（東京正米相場にて）大正七年夏季迄は二十圓臺を呼び居りしが俄然同年秋以降急激の騰貴を告げ同年十二月には四十圓を突破し、大正八年に入りては益々其勢ひを高めたるを以て偶々本調査（本調査の回答は大正八年二月に始まり大部分四月に了る）の際は小作物料の價格騰貴を告げたるに耕地價格の騰貴は尙未だ十分之れに伴はず從つて収益利廻よりすれば高歩を示すことゝなれるなり（畑にありては金納の場合ありて此事情なきことあり）蓋し報告者の回答による米價平均は三十四圓九十八錢にして報告者の意見は著しく報告當時の米價に引附けられたるものと認められ、若し夫れ將來經濟界の安定を得たる際に、田畑利廻が如何なる處に落付くべきやの問題に至りては蓋し最も興味ある事に屬し本調

査を續行するによりて其推移を闡明することを得べし。

府縣別の比較 普通品等の田畑に付き其平均利廻の高低による府縣別左の如し。

利廻 (田)
五分以上 愛知
六分以上 福井、岐阜、富山、廣島、神奈川
七分以上 東京、静岡、石川、岡山、香川、和歌山、沖繩、鳥取、奈良、高知、島根、山形、山口、兵庫、秋田、熊本
八分以上 三重、滋賀、愛媛、茨城、群馬、千葉、栃木、徳島、京都、宮城、新潟、長野、佐賀、山梨、巖手、埼玉、福岡
九分以上 長崎、鹿児島、福島、大分
一割以上 青森、宮崎
同 (畑)
三分以上 東京
四分以上 神奈川、茨城
五分以上 栃木、愛知、群馬、埼玉、山口、宮城、山梨、静岡、福島
六分以上 岐阜、千葉、山形、大阪、福井、長野
七分以上 秋田、島根、和歌山、廣島、巖手、三重、熊本
八分以上 新潟、富山、愛媛、岡山、佐賀、奈良、鹿児島、長崎、兵庫、徳島、鳥取
九分以上 宮崎、沖繩、大分、滋賀、京都、香川、福岡、石川、高知、青森
一割以上

地方別の比較 普通品等に付地方別に示せば左の如し。

地方	田 (円)	畑 (円)
北區	〇八六三	〇七〇七
東區	〇八二四	〇五二二
中區	〇七三〇	〇六八三
西區	〇七四二	〇七八二
四國區	〇七八五	〇八八九
九州區	〇八九七	〇八六九
沖繩區	〇七三五	〇九一一
全國平均	〇七九二	〇七一〇

最高最低比較 普通品等の田畑に付き、府縣別による最高最低左の如くにして今之れを第一回及第二回の調査と對比して之を示さん。

品等	最高	最低
田	第一回 宮城 一〇一五八 第二回 巖手 一〇一四一 第三回 宮崎 一〇四一	愛知 〇三九七 愛知 〇四一六 愛知 〇五九六
畑	第一回 愛媛 〇七五五 第二回 沖繩 一〇一四 第三回 青森 〇九七八	和歌山 〇三四〇 東京 〇三四二 東京 〇三四七

即ち沖繩を除けば田に於ては中區最も低く西區、四國區之れに亞ぎ次いで東區、北區九州區の順序を爲し畑に於ては東區最も低く中區、北區之れに亞ぎ次いで西區、九州區四國區の順序を爲す。

品等別の比較 田畑共に上品等の利廻が下品等のものに比し兩者の間に常に相當の開きある事は、毎回結果の示す處なるが今回の調査を第二回調査に比較するに其開きの縮少せる事實あるを見る。即ち左

品等	第二回 (円)	第三回 (円)	第二回 (円)	第三回 (円)
上等	〇六三二	〇七四二	〇六三二	〇六八一
普	〇六四	〇七三	〇六四	〇七二
下	〇八一	〇九四	〇八一	〇七七
下品等と上品等との開き	〇二七	〇二二	〇二七	〇二七

三、大正九年米第二回豫想收穫高(農商務省發表に依る)△印ハ減

地方	豫想收穫高		大正八年收穫高	平年收穫高	第一回豫想收穫高比較	大正八年收穫高比較	平年收穫高比較
	第一回 (石)	第二回 (石)					
東北區	一、一〇五、四〇三	一、一三三、八〇八	八八九、九二五	八〇七、二三四	△ 二六、四〇五	三二五、四八八	三九八、二六九
北海道	一、二二二、六九四	一、二一九、六六一	九九九、七四六	九九三、〇二七	△ 五、九六七	一、一三三、九四八	一、一三〇、六七七
青森	一、〇六四、〇六三	一、〇六〇、〇〇二	一、〇七六、八二六	九二二、二六八	△ 四、〇五五	一、一三三、七三三	一、一五二、八九五
巖手	一、九六八、七七一	一、九七二、一七二	一、九七二、一七二	一、九七二、一七二	△ 八、八二二	一、九七二、一七二	一、九七二、一七二
秋田	一、〇〇一、六六六	一、〇〇五、八七七	一、〇三二、三〇〇	一、〇五〇、六三三	△ 三、二二九	一、〇〇五、八七七	一、〇〇五、八七七
山形							

農村問題

和歌山	奈良	大阪	兵庫	京都	近畿	三重	愛知	静岡	山梨	東海	滋賀	岐阜	長岐	東山	福井	石川	富山	新潟	北陸	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	關東	福島	宮城				
山	良	阪	庫	都	區	重	知	岡	梨	區	賀	阜	野	區	井	川	山	湯	區	川	京	葉	玉	馬	木	城	區	島	城				
六九五、九八六	八五三、四四五	二、五三二、三四六	一、三六〇、一一五	七四四、五六六	九五一、一〇六	二、五二二、三四六	一、三六〇、一一五	二、五三二、三四六	一、二七九、七〇二	四一七、六六三	一、二九二、二四四	二、一八八、八八五	一、五二七、七八三	二、一八八、八八五	一、四八七、三三四	一、二〇六、八八四	一、五三三、九九八	一、二〇七、七六二	一、一九五、二九八	一、七〇三、四六七	三、三〇三、四八三	一、七〇三、四六七	一、二九二、二四四	一、二〇七、七六二	一、〇四七、七六二	一、〇四七、七六二	一、〇四七、七六二	一、〇四七、七六二	一、〇四七、七六二	一、〇四七、七六二			
六九九、九六一	八七〇、一六六	二、五八八、六一七	一、三九四、二五〇	九三六、三七三	七、五五一、八五六	一、三九四、二五〇	一、三九四、二五〇	二、〇五八、五九四	一、四九八、五〇六	一、四二七、一九九	一、二四六、七三六	一、四九八、五〇六	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九			
六六九、八四四	八六三、九二六	七、五五一、八五六	一、三九四、二五〇	九三六、三七三	七、五五一、八五六	一、三九四、二五〇	一、三九四、二五〇	二、〇五八、五九四	一、四九八、五〇六	一、四二七、一九九	一、二四六、七三六	一、四九八、五〇六	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九	一、四二七、一九九		
六四八、一九〇	七九七、六九七	二、三六一、〇四五	一、二六二、一八三	八八五、八五三	二、三六一、〇四五	一、二六二、一八三	一、二六二、一八三	二、〇五四、一四四	一、四三九、八二八	一、四二四、九八八	一、一五二、三三二	一、四三九、八二八	一、四二四、九八八	一、四二四、九八八	一、四二四、九八八	一、四二四、九八八	一、四二四、九八八	一、四二四、九八八	一、四二四、九八八	一、四二四、九八八	一、四二四、九八八	一、四二四、九八八	一、四二四、九八八	一、四二四、九八八	一、四二四、九八八	一、四二四、九八八	一、四二四、九八八	一、四二四、九八八	一、四二四、九八八	一、四二四、九八八	一、四二四、九八八	一、四二四、九八八	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
三、九七五	一六、七三一	四六、二七一	一四、一三五	六、五四〇	四六、二七一	一四、一三五	一四、一三五	四六、二七一	一四、一三五	四、一八九	二四、八二一	四、一八九	二四、八二一	二四、八二一	二、二五五	二、二五五	二、二五五	二、二五五	二、二五五	二、二五五	二、二五五	二、二五五	二、二五五	二、二五五	二、二五五	二、二五五	二、二五五	二、二五五	二、二五五	二、二五五	二、二五五	二、二五五	
二六、一四二	一〇、四八二	二九、五一〇	五〇、二七〇	六、一九三	二九、五一〇	五〇、二七〇	五〇、二七〇	一四、二四一	一三、五三八	七、〇〇三	六〇、四七二	七、〇〇三	六〇、四七二	八三、九八八	九、八七八	九、八七八	九、八七八	九、八七八	九、八七八	九、八七八	九、八七八	九、八七八	九、八七八	九、八七八	九、八七八	九、八七八	九、八七八	九、八七八	九、八七八	九、八七八	九、八七八	九、八七八	九、八七八
四七、七九六	五五、七三三	一六二、三〇一	一一七、九三三	五八、七一四	一六二、三〇一	一一七、九三三	一一七、九三三	一四、二四一	一三、五三八	八六、六七三	五四、八七九	八六、六七三	五四、八七九	九六、二七九	四一、九六〇	四一、九六〇	四一、九六〇	四一、九六〇	四一、九六〇	四一、九六〇	四一、九六〇	四一、九六〇	四一、九六〇	四一、九六〇	四一、九六〇	四一、九六〇	四一、九六〇	四一、九六〇	四一、九六〇	四一、九六〇	四一、九六〇	四一、九六〇	四一、九六〇

中 國	島 根 區	島 山 區	廣 島 區	山 口 區	德 島 區	香 川 區	愛 媛 區	高 知 區	九 州	大 分 區	福 岡 區	佐 賀 區	長 崎 區	熊 本 區	宮 崎 縣	鹿 兒 島 縣	沖 繩 縣	計	
七三七、四三六	七四八、六六九	七六二、六〇三	六七八、〇五〇	一一、二二三	二五、一六七	五九、三八六	一一、二二三	二三四	八〇、六三〇	一一、二二三	二三四	二三四	二三四	二三四	二三四	二三四	二三四	二三四	二三四
一、一四五、一七一	一、一四五、四〇五	一、〇六四、五五一	一、〇三〇、七七四	一、〇三〇、七七四	一、〇三〇、七七四	一、〇三〇、七七四	一、〇三〇、七七四	一、〇三〇、七七四	一、〇三〇、七七四	一、〇三〇、七七四	一、〇三〇、七七四	一、〇三〇、七七四	一、〇三〇、七七四	一、〇三〇、七七四	一、〇三〇、七七四	一、〇三〇、七七四	一、〇三〇、七七四	一、〇三〇、七七四	一、〇三〇、七七四
一、七九五、八三三	一、八四八、二五三	一、九四三、七四〇	一、六八九、二二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四
一、六〇九、九八八	一、六二六、一四九	一、五二五、四二二	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四	一、四三三、〇二四
一、五三四、六二二	一、五八五、三三五	一、五二二、八六九	一、三八一、六三三	六〇、七〇四	一一、七五三	一一、七五三	一一、七五三	一一、七五三	一一、七五三	一一、七五三	一一、七五三	一一、七五三	一一、七五三	一一、七五三	一一、七五三	一一、七五三	一一、七五三	一一、七五三	一一、七五三
五六六、四五三	六〇二、二九九	六四五、九四〇	五二二、七九〇	三五、八四六	七九、四八七	七九、四八七	七九、四八七	七九、四八七	七九、四八七	七九、四八七	七九、四八七	七九、四八七	七九、四八七	七九、四八七	七九、四八七	七九、四八七	七九、四八七	七九、四八七	七九、四八七
九五八、八二七	九九七、二三〇	九九八、三三三	八九六、二九七	三八、四〇三	三九、三九五	三九、三九五	三九、三九五	三九、三九五	三九、三九五	三九、三九五	三九、三九五	三九、三九五	三九、三九五	三九、三九五	三九、三九五	三九、三九五	三九、三九五	三九、三九五	三九、三九五
一、〇七二、六三一	一一、二五、二〇三	一一、四六、二八〇	一、〇〇〇、〇六八	五三、五八二	七四、七五九	七四、七五九	七四、七五九	七四、七五九	七四、七五九	七四、七五九	七四、七五九	七四、七五九	七四、七五九	七四、七五九	七四、七五九	七四、七五九	七四、七五九	七四、七五九	七四、七五九
五三二、八九四	五三六、三九七	六九〇、二〇〇	六六三、四三五	四、五〇三	一六八、三〇六	一六八、三〇六	一六八、三〇六	一六八、三〇六	一六八、三〇六	一六八、三〇六	一六八、三〇六	一六八、三〇六	一六八、三〇六	一六八、三〇六	一六八、三〇六	一六八、三〇六	一六八、三〇六	一六八、三〇六	一六八、三〇六
一一、一八八、三八五	一一、三三、〇一一	一一、一九三、五六五	一一、〇四三、五四二	三四、六二八	五、一八〇	五、一八〇	五、一八〇	五、一八〇	五、一八〇	五、一八〇	五、一八〇	五、一八〇	五、一八〇	五、一八〇	五、一八〇	五、一八〇	五、一八〇	五、一八〇	五、一八〇
二、五七七、〇四四	二、六八六、二三四	二、五三八、四三二	二、三二一、九四二	一〇九、一九〇	三六、五九三	三六、五九三	三六、五九三	三六、五九三	三六、五九三	三六、五九三	三六、五九三	三六、五九三	三六、五九三	三六、五九三	三六、五九三	三六、五九三	三六、五九三	三六、五九三	三六、五九三
一、二八八、五九六	一、三四六、一九五	一、三三九、七五一	一、一七五、四三三	五七、五九九	三一、一五五	三一、一五五	三一、一五五	三一、一五五	三一、一五五	三一、一五五	三一、一五五	三一、一五五	三一、一五五	三一、一五五	三一、一五五	三一、一五五	三一、一五五	三一、一五五	三一、一五五
六三三、八五七	六五六、一七四	六五一、〇八三	五五四、二五四	三三、三七七	二七、三六	二七、三六	二七、三六	二七、三六	二七、三六	二七、三六	二七、三六	二七、三六	二七、三六	二七、三六	二七、三六	二七、三六	二七、三六	二七、三六	二七、三六
一、六七二、九三六	一、七八二、一九九	一、七三〇、三四七	一、六二二、二三三	一一〇、一八三	四八、四二一	四八、四二一	四八、四二一	四八、四二一	四八、四二一	四八、四二一	四八、四二一	四八、四二一	四八、四二一	四八、四二一	四八、四二一	四八、四二一	四八、四二一	四八、四二一	四八、四二一
九九三、七七二	一、〇三三、三七四	九九〇、九〇一	九二三、五八三	二〇、六〇三	四二、八二〇	四二、八二〇	四二、八二〇	四二、八二〇	四二、八二〇	四二、八二〇	四二、八二〇	四二、八二〇	四二、八二〇	四二、八二〇	四二、八二〇	四二、八二〇	四二、八二〇	四二、八二〇	四二、八二〇
一、〇七七、八五六	一、一三四、四九七	一、一七五、七六九	一一、二七、二七八	一四六、六四一	九七、九一三	九七、九一三	九七、九一三	九七、九一三	九七、九一三	九七、九一三	九七、九一三	九七、九一三	九七、九一三	九七、九一三	九七、九一三	九七、九一三	九七、九一三	九七、九一三	九七、九一三
七五、五四八	七五、五四八	六七、〇八〇	七〇、六二五	—	八、四六八	八、四六八	八、四六八	八、四六八	八、四六八	八、四六八	八、四六八	八、四六八	八、四六八	八、四六八	八、四六八	八、四六八	八、四六八	八、四六八	八、四六八
六三、四九八、九三六	六三、四九八、二九四	六〇、八八八、一六三	五六、一一八、一三四	一一、三四九、三五八	一、三三〇、七七三	一、三三〇、七七三	一、三三〇、七七三	一、三三〇、七七三	一、三三〇、七七三	一、三三〇、七七三	一、三三〇、七七三	一、三三〇、七七三	一、三三〇、七七三	一、三三〇、七七三	一、三三〇、七七三	一、三三〇、七七三	一、三三〇、七七三	一、三三〇、七七三	一、三三〇、七七三

平年の計は各地方の平年の合計と符合せず是れ全国の數量を基礎として算出したるに依る。

第二 小作問題

一、小作人の生活状態と不景氣

この點に關する一般的調査らしきもの

は未だ擧げられてゐない。農商務省の如きも本年度において漸く調査に着手しかけたはかりである、しかしながら小作人の生活状態は概して工業労働者以上にあるとは一般に考へられてゐない。今福岡縣下に

において本年調べられたものについて見るに次のやうである。

先づ日傭労働者の家庭は夫婦に幼児二人と子守一人にて田地一段七畝を有し其の農業労働全日數年九十二日で年に百三十二圓の收入がある、之れに四段五畝の小作をなして三十一

俵半の米を得、内一石四斗四升を小作米として地主に納め差引き一石三斗六升の米と大麥小麥、菜種、蠶豆、馬鈴薯の収入及び自作田より七俵半の米の収入がある別に副業として席の年額十圓がある之に對し支出の方では金肥が年六十三圓、人糞尿代米三俵、馬耕代年四十圓、住家修繕費年五圓、電燈代七圓八十錢、交際費四十圓、藥代十圓、被服十圓、食料米十二表、麥一石八斗、酒六圓、味噌醬油原料十四圓三十錢、課稅三十八圓二十錢、子守三十圓、雜費十圓、薪炭は殆んど藁を焚くといふ有様だが被服食糧の如ひ如きも其の最少限度を示したもので尙且つ收支の差が非常に懸隔があつて収入は到底生活費を満たすことが來出ぬ

右の状態を以て代表的のものとは斷定し難いけれどもその全貌を彷彿するに足るであらう。

次に不景氣はこの小作人階級に如何なる影響を與へたか。元來此等の人々の収入は、日傭労働による日當、地主へ納入した殘餘米、農作の收穫、副業等よりなるものであるがその内、殘餘米については自家の食料に當てられ賣出す餘力のないのが普通であつて、たとへ賣出す餘裕があるにしても本年度の様に、米價下落の場合には幾何程の収入ともならない。又裏作に付て

は時付け時の物價が高かつたため、生産費が高くなつた上に麥類は收穫乏しく、且つその市價の下落を見たところであるからその収入は甚しく少い。又副業については養蠶製絲の如きは非常の打撃である。其他日傭勞賃其他二男三男や子供の出稼から得てゐた収入甚しくは、少からず減少した状況である。しかるに一方一度昂上した生活費は下げ難いのみならず日用品の價格は左程に下落しないのであるから小農の生活状態はいよ／＼窮地に落ちたものと見るの外ない、しかしながら所謂投資防止運動などは彼等と風馬牛であるといふとは云ふ迄もない。果せる哉既に地方によつては納稅四五割の滯納を見積つた所もあると云ふ。

二、農家の組合と凶年措置

左記の調査は内務省が昨年地方廳の報告に係る地主並びに小作人に關する資料から作製したものについて摘録したに過ぎない。この調査書において地主組合の項目の下に記述されたるものは殆んど皆地

主會即ち生産の能率の昂進、及び品質善き小作米の故障なき收納を主要なる目的とする地主の團體のとある、元來地主會は小作人の團結と抗爭せんがために設立せられたるもの若しくは設立せられんとするものではなく生産目的の爲小作人の保護、圓滿なる親作小作關係の接續のために努むる所淺からぬものであるといふ。しかしながら三重縣、岡山縣等に於けるが如くに地主會が小作料の協定(地主の一方的申定め)にあらすとす(る)に當る等の事實は少くもやがて小作人團體に對する地主の團體的對立に至る傾向を示すものであると看做すべきであらう。又この調査によれば小作人組合の設立は全國を通じて非常に稀有であると共に、その設置されたるものの多くは本質上恰も地主側から多少の利益に預る小作會の如き觀あるものである、而して一方には、例へば岐阜縣の如き地方について「農事改良の目的を以て設立せられたる小作組各あるも特筆すべき施設なし」と報告せられてある。これは、事實

に遠ざかるものではなからうか。尤も地主の利害共同團體に對抗する小作人組合は地方官廳においても公認しない所であり、

又例へば大阪府下の状況のやうに平常の場合には一箇の繼續的團體として社會の耳目に觸れないで、事件發生と共に強固に團體的活動を發揮するといふ場合も少くないのであらう、要するに利害對抗團體としての小作人組合の數は左記の調査に表はされて居る程に少數ではないことと多くの地方においてはこの種の小作人組合は未だ發生状態にあることはこれを認むべきであらう。尙ほ左の調査の示す凶年における地主の措置を見るに概して小作料納入の義務は、年の豊凶如何に關せざる絶對的なものであることを前提とし従つて、小作料の減免其の他は全く地主の任意的恩惠である場合が多數である、地主小作人間はこの収獲分配の當否問題は此所に論及すべきではない、けれども全國を通觀して東北及び裏日本地方を除きたる其他の地方、即ち工業發達の程度比較的高く且つ

小作料の概して高率なる地方は地主對小作人の關係所謂不穩であり悪化してゐる地方であるといふ事實は注目に値する。
(九年版農村問題六〇〇—六〇一頁)

北海道

- 一、凶年に於ける地主の措置
- 凶年の程度により斟酌を加へ、適宜の措置をなす

イ、小作料の減増、免除或は延納を許し、稀には小作料を徴収するも、多少の米、味噌等を給與し尙翌年度の種子、食料其他農業資金を給與又は貸與す

ロ、土地改良、道路、橋梁の修築による勞銀の支拂

地主組合

- 一、小作人の恒産を興し恒心を養はしむること

- 一、優良小作人を表彰すること
- 一、農場管理法並小作契約に關し、其の得失を攻究し、歩調を統一すること
- 一、病虫害驅除豫防、輪作、秋耕を奨励し種苗を撰定して品種の統一を図ること
- 一、種苗の共同購入並生産品の共同販賣を奨励すること

- 一、地主小作人間の紛争を調停すること
- 一、小作人組合

農場主の徳意に依り、小作人組合を設立し組合長をして地主との交渉に當らしめ協力

して相立の福利増進に努む

京都府

- 一、凶年に於ける地主の措置
- 納米の減免を爲すを常例とす

地主組合

- 一、地主組合
- 一部地方に於ける地主は、相協同して、毎年一回小作人の爲に慰勞會或は講話會等を開催しつゝあるも、地主組合と稱すべきものなし

大阪府

- 一、凶年に於ける地主の措置

地主相互間又は小作人と協議の上にて、小作料減額率を決定するを常とし、若し協議調定せざるときは、相互立會の上、坪刈に依りて標準を定め、相當と認めたる割引をなし、又甚だしき凶年に至りては、地主は小作人に種子、肥料、食糧等の貸與することありと雖も、是等協調も地主の自發的に出づるもの極めて稀にして多くは小作人の要求ありて後行はるゝもの多し

地主組合

未だ組織的地主組合の設置を見ざるも、凶年に於ける小作料減額率を協定し、小作米品評會等を奨励するの目的を以て、隨時地主會に類する會合を催すものあり

小作組合

常置の機關なしと雖も、小作人が地主に對して要求を爲さんとする場合に於ては、共同的團體をなすもの頻出し、而も地主の集團に比すれば、其の團結極めて鞏固にして

何等會則規約の設なきも、問題發生毎に生ずる違約金保證金の沒收或は除名等の制裁極めて嚴重に行はれ一絲亂れざるの狀に在り

奈神川縣

一、凶年に於ける地主の措置

凶年に際し、小作人より小作料減額の請求を受けたるときは、其の情狀を酌量し、相互妥協の結果、相當の割引をなし、全部又は一部の延約を許容するを常とす。地主は小作人の團體的交渉を避け、成るべく小作人と個人的友誼的に解決せんことと望むの傾向あり

一、地主組合

郡地主會一あり
町村地主會の設置せらるゝもの少からされども、概して不振なり

兵庫縣

一、凶年に於ける地主の措置

被害の狀況を實地視察して、減率を協定し相互の要求懸隔甚だしきときは刈分と稱し小作人は地主に立毛の臨檢を求め、相互に折衝して解決をなすを常とす

一、地主組合

米穀検査實施後自然消滅し、現存せをものは美濃郡地主會及加古郡平岡村地主會外二三あるに過ぎず。城崎郡日高村に於ては、地主小作相互の協和親善を圖るの目的を以て、地主小作人會を設く

一、小作組合

城崎郡日高村に於ては、小作人會を設け、農事の改良を圖ると共に地主間の融和親善に力を致しつゝあり

長崎縣

一、凶年に於ける地主の措置

小作人の請求に依り、地主檢分の上輕減率を定む。一部地方に於ては、地主協議して減率を協定し、之を小作人に通知しつゝあり

一、地主組合

南高來郡に於て、郡を區域とする地主組合設置せらる

新潟縣

一、凶年に於ける地主の措置

古來歴史的温情を持續し、凶年に際しては其程度に準して相等の減額を爲し、小作者の扶食なき時は、地主に於て一年間の食糧を貸與し、或は種籾を貸與するを例とす

一、地主組合

明治廿五年縣地主協會の設置あり。其の後三十七年に至り郡市地主協會亦設定せられ其數十四を算するも成績の見るべきもの少かりしが、大正四年生産検査施行準備として町村地主會を設立すると共に、各級地主會の連絡を圖る上に於て現設縣郡地主協會の組織を變更するの必要を生じ、大正四年郡市町村地主會準則を示し、現設協會の會則を變更せしむると共に、一面町村地主會の設置を奨励しつゝあり。後縣地主會料設せられ、大正六年四月生産検査實施を厲行

し、郡市町村地主會も亦次第に系統的に發達して、小作の奨励及農事の開發に寄與する所多し

埼玉縣

一、凶年に於ける地主の措置

凶作の程度に依り一樣ならずと雖も、從來の例に徴するに、普通の場合に於ては、地主小作人立會の上作毛を實檢し、坪刈法に依り其の收量を定め、兩者協定の上、小作料を輕減しつゝあり。收穫皆無に歸したるときは、之を全免するを常例とし、此外種子の貸付、資本の貸與をなす者亦少からず

一、地主組合

町村地主會又は之に準すべき組織をなすものあるも、各町村に涉りて系統的に普及せらるは二郡あるのみ

群馬縣

一、凶年に於ける地主の措置

地主に於て實地檢分を行ひ、坪刈の結果に基き、其の減收歩合に依りて小作料を減し又は契約せる小作料に對し、其の半額を納付せしむるを常例とする外、小作者をして土工及農業に使役し、勞銀を得しむる利益を與ふ

一、地主組合

大正元年縣地主會を設立し郡市町村地主會亦此に應じて組織せられ系統的に連絡して地主小作相互の融和に努め農事の開發を促進しつゝあり云々

千葉縣

一、凶年に於ける地主の措置
地主及小作人立會の上、作柄を檢分し兩者協定の上小作料減額をなすを常とし凶作の度著しきときは、小作料を全免し、若くは其の延納を許し、又は扶食米、種子購入費肥料購入資金の無利子貸與を行ひ、翌秋收期に至り之を返濟せしむ

一、地主組合
農事の改良發達を目的とする地主會各郡町村に設置せられ、小作人の表彰、小作米品評會の開催並肥料の共同購入等を行ふ

茨城縣

一、凶年に於ける地主の措置
地主自ら實査の上、又は坪刈法に依り、小作料の低減又は免除を爲す外、小作料を貸付して豊付の作柄に、又は年賦償還の方法に依り返納せしめるを通例とし、甚しき凶年に在りては、米麥の貸付を爲す者多し

一、地主組合
明治四十三年八月、米穀検査規則の公布と共に、各郡市町村に地主會の設置を奨励し漸次其の普及を見んとす

栃木縣

一、凶年に於ける地主の措置
一様に之を律すること能はざれども、其の一般的慣例を示せば左の如し
一、平年作を標準とし、凶年の度に依り二割以上、減收の場合は小作料半減
二、收穫皆無の場合は小作料の免除
三、若くは收穫皆無の場合は小作料を半減

し、其の半額を其の年に於て收納し、他の半額は翌年の收納時期に於て收納せしむ

一、地主組合

縣は明治四十二年六月訓令を發して、地主會の設置を奨励し、同年十月縣地主會を組織し、縣下百七十五町村中百三十有餘の町村地主會の設置を見るに至れり

縣及郡市町村地會の主要なる施設左の如し
イ、小作奨励穀拾與の督勵
ロ、小作米品評會開催の督勵
ハ、模範小作者の表彰
ニ、農家雇人の表彰
ホ、精農小作者の選奨
ヘ、各種品評會の開催
ト、米穀検査實施功勞者の表彰
チ、講演會の開催
リ、精農者の奨励
ヌ、優育種子普及奨励
ル、農事視察
ヲ、都市地主會並一般農事施設視察
カ、小作農家經營批評會の開催

奈良縣

一、凶年に於ける地主の措置
凶年の場合地主は、刈取期前に於て小作田地を巡視し立毛の實狀に依り收穫を豫想し其の程度に準じて小作料の減免をなすを普通とし、減免の協議調はざる時は種子代、肥料代、耕作料を支拂ひ、地主に於て收穫

をなすことあり、或は小作人をして刈取らしめ、刈分と稱し、收穫納を平等に分配することあり

一、地主組合

地主組合なきも、地主會ありて、小作の保護奨励に努む

三重縣

一、凶年に於ける地主の措置

凶年の程度により、地主會を開き、掟米の減額を行ひ、或は延納年賦を認め、或は無利息を以て翌年秋收期迄の食糧米を貸付し或は肥料購入費を貸與する等、相等の措置を講じ、以て小作人の保護をなしつゝあるも、若し小作人の要求其の當を失するものと認むるときは、坪刈調査を爲し、其の收量に基き納米の協定を爲すを常とす

一、地主組合

地主組合なきも、町村全部に地主會あり、郡地主會之を統一し、更に縣地主會ありて全穀の連絡統一に努む

愛知縣

一、凶年に於ける地主の措置

地主は檢見又は坪刈を行ひ、減收の程度を案し、掟米の減額を爲すを例とす、又小作者自家の飯米不足の場合は翌年若は二、三年を期し、收穫期に返納の約束を以て地主より應分の貸米を爲すを例とす

一、地主組合

地主組合各地に設置せられ、品評會の開設小作人の表彰に努めつゝあるも、未だ成績

の著しきものを見す

静岡縣

一、凶年に備ふる爲、一俵に付一升乃至二升の積立を爲すこと

收穫前割引を交渉し、若し地主との協和不調に歸したる場合は、坪刈を行ひ、其の收量を査定し、納米率を定む。尙減收の事情に依り、其の一部分は之を次年度に納入することを許容せる地方あり、收穫皆無の場合に於ては、多少の肥料代又は種子代等を給與する者少からず

一、地主組合

縣地主會

郡市地主會

町村地主會

村地主組合

部落地主組合

一、小作組合

小作組合の設置せらるゝものなし

山梨縣

一、凶年に於ける地主の措置

小作人より地主に其の減率を要求し、地主は他の地主と協議し、下見或は坪刈等を行ひ、歩合を定むるを常例とす

滋賀縣

一、凶年に於ける地主の措置

地主小作人相互南定の上、作物の検見をなし、圓滿に解決するを普通とし、若し其の凶作にして一般的なる場合には、小作人其の代表者を選定し、代表者地主と協議を遂

げ區長等其の間に介在し、協調の勞を取るを常とす

一、地主組合

二三部落に於ては、地主組合を設置し、肥料資金の貸付肥料の共同購入、堆肥奨励等を爲しつゝあり

岐阜縣

一、凶年に於ける地主の措置

小作人の申告に依り、地主に於て作況を検見し、相等小作料を減額するを常とし、地主小作協議の上、之を決定するもの亦少からず

一、地主組合

地主會に於ける施設左の如し

一、小作米品評會

二、優良小作表彰

三、改良農具給與

四、講習講話會

五、小作者慰安會

六、産米改良奨励

一、小作組合

農事改良の目的を以て設立せられたる小作組合あるも、特筆すべき施設なし

長野縣

一、凶年に於ける地主の措置

作況審査の上、小作料を減免し、若くは延納の許容し、豊秋に於て漸次還償せしむ凶年に際し、特志地主の施米の數なきに非ざるも一般には翌年收穫まで食糧、米麥又は肥料代金の貸付、或は種子食糧の貸與を

爲すもの多し

一、地主組合

村地主會少からされとも特に施設の稱すへきものなし上伊那郡に地價四千圓以上の地主より成る上伊那郡地主會あるも、開設日淺く特に施設の見るべきものなし。上水内郡地主會は大正四年地主會を設け、毎年一回總會を開き、農事を研究しつゝあり。大正八年總會に於ける協定事項左の如し

一、依裝俵量一定に関する件

一、小作納米を干預に改むるの件

一、稻架奨励に関する件

一、畦鋤の奨励に関する件

一、小作米品評會に関する件

一、優良小作人表彰に関する件

一、小作組合

小作組合の設立せらるゝもの二三あり。上伊那郡箕輪村に農事改良同盟組合と稱する小作人組合あり。年々貯穀して凶年に備ふ

宮城縣

一、凶年に於ける地主の措置

一般の軽減歩合は、主なる地主協議の上決定し、或は部分的に特別の事情あるものは、收穫前小作人の請求に依り、關係地主若くは保管人等立會の上之を決定す。其の方法大要左の如し

一、地主小作人立の上、現收に於て割引歩合を決すること

二、例年と比較し、其の年に於ける割引歩合を定む

三、玄米調製の上得たる收入を、地主五分小作人五分又は四分六分七分三分の割合を以て分収するものあり

四、刈分と稱し、立毛の儘稻を分つことあり、其率前項に準ず

五、年度内に納付すること能はざるものは翌年度に延納を許容す

六、著しく凶年の場合には小作料を免除す

七、凶年に際し割引を要せずして完納せるものに對しては、相等金品を賞與す

一、地主組合
郡及町村地會を設置し、立毛及小作米品評會、講話會、懇親會の開設、優良品種の配布、農業資金の融通、優良小作人の縣外視察、肥料の共同購入斡旋等をなすあり

福島縣

一、凶年に於ける地主の措置

縣下一般に通ずる例左の如し

一、作柄の實況を考査し、小作料を減免若くは延納すること

二、小作人困窮の狀況に依りては、米麥金錢等を貸與し、次年度若くは數年を期し返還せしむること

三、食料米、種籾若くは農器資金、肥料購入資金等を貸與すること

四、收穫籾の折半、即ち刈分の方法に依る種籾は地主より無償交付す

地主土着の農家なるときは、小作料の減免其他前項各號の如き措置は比較的容易なるも、商業家又は金貸業なる場合は、金利

其他總て物質的打算に基くもの多く、從て協調困難なる場合多し

一、地主組合

郡地主會のみあり、施設の主要なるもの左の如し

一、小作品評會

二、優良小作人表彰

三、優良小作人の視察獎勵

四、撲滅小作地設置

五、穀蟲驅除豫防

六、種子の鹽水選

一、小作組合

信夫、伊達二郡に於て設置せらるるもの七

地主を組長とし左の事業を行ふ

一、肥料農具の共同購入又は資金貸付

二、小作米の改良、納期獎勵

三、農事懇談會

四、地主小作人の親睦

五、一般農事改良

岩手縣

一、凶年に於ける地主の措置

凶年に於ける收益の配率は、地主小作兩者間に於て之を協定し、多くは刈分と稱して地主小作人現場に臨み、各々人夫を出して收穫物を協定率に依り刈取るを常とす

青森縣

一、凶年に於ける地主の措置

實地踏査の上、被害甚しきものは、全然徵せざることあるも多くの場合には、現收穫を折半するもの多し。又小作人の便宜を圖

り、一時に收入せしむることなく、年賦として分納せしむるあり、四分作以下の場台には全免するを常例となす、尙地主は一般に飯米及翌年の種子貸與、肥料資金等の貸與をなす外、小作人を諸種の勞働に使役して勞賃を得しむ

一、地主組合

郡地主會の設置せらるるもの

山形縣

一、凶年に於ける地主の措置

一定の標準なく、多くは地主小作の合意に依り、五分乃至八分の率を以て割引をなすも、尙は小作人の生活困難なる場合は、翌年迄此利子を以て米、金圓等を貸付くるを例とす

一、地主組合

少數の地主組合設けられ、農事改良及小作人の獎勵に努む地主組合の主要なる施設左の如し

一、小作米品評會

一、稻乾燥材料の給與又は補助

一、肥料又は農事資金の貸付

一、優良小作人の表彰

一、小作人に對する農事視察の獎勵

一、立毛品評會

福井縣

一、凶年に於ける地主の措置

地主小作兩者の意見一致せざる場合に於ては、坪刈を行ひ、之に基きて適當の損益の配分をなす地方あり

凶作に於ける地主の救済的措置として、吉田郡に於ては凶作甚しき年に限り、利子を徴せずして玄米を給與し、坂井郡本莊村に於ては、小作料を減額する外、小作反別に應じて相當の救済なすと共に、翌年收穫時期に至るまで、耕作上必要な資金無利息にて貸與するの美風あり

一、地主組合

地主會の設立せられたるもの十九ヶ町村を算し、敦賀郡に於ては郡聯合地主會を設け町村地主會と連絡を保持して、農事の改良發達に努む、施設事業の要目左の如し

- 一、聯合會及聯合總會の開催
- 二、米穀又は立毛品評會の開催
- 三、農事經營に關する諸般の研究
- 四、農事の視察研究
- 五、講習會及講演會の開催
- 六、模範小作人の表彰

一、小作組合

敦賀郡に於ては、本年二月農事獎勵組合を設け、小作人相互に和親共同して、農事の改良發達を圖るを目的とし施設を協定すること左の如し

- 一、耕作方法を改良し、作物の増收を期し手入の周到を期すること
- 二、挿秧は毎年夏至五日前に終了すること
- 三、會員の使用する肥料、其の他必要なる農具等の共同購入を爲し、薙其の他の共同販賣を爲すこと
- 三、役員をして小作人の田地を巡廻せしめ

其の成績を調査すること

- 四、年貢米不納の節は組合之を督勵すること

五、天災其他の爲凶作に陥り、一定の納米を爲すこと能はざるときは、組合は地主に交渉して相當の減額標準を定むること

本組合の經費は組合員の冬期副業に依る製筵收入の一部、即ち建筵一枚に付一錢二厘、干筵一枚に付一錢を徴して之に充て、別に基本財産の蓄積を厲行し、毎月五錢宛の郵便貯金を督勵しつゝあり

石川縣

一、凶年に於ける地主の措置

凶年或は風水害地にして、著しく收量を減少したる場合は、小作料を輕減若くは全免することあり。大正七年石川郡は例年に比し米作不良なりしを以て、小作料の輕減を爲せる地主二百五十四人に達せり

一、地主組合

縣地主

郡地主會

一、小作組合

小作人組合

富山縣

一、凶年に於ける地主の措置

凶作の程度並小作者の貧苦程度を顧慮し、兩者協議の上、或は區域町村地主の協定に依り、小作料を減免し若くは延納せしむるを得とす

一、地主組合

純然たる地主組合の設置なきも、二十五町歩以上の耕地を所有する地主を以て組織せる農事研究會あり。外に郡を區域とする一地主會あり。共に小作保護及農事の改良を圖るものなり

鳥取縣

一、凶年に於ける地主の措置

凶年に際しては、地主小作人立會の上、坪刈の方法に依り、若くは立毛の狀況を調査し、小作米減額の協定を爲すを普通とす。若し小作人に於て小作米の納入困難なる場合には一定の期間之を猶豫し、又は救恤米を給與するものあり

一、地主組合

各郡に地主會を設置し、前項の施設事項を爲す。就中成績優良なる東伯地主會の施設左の如し

一、小作米品評會の開設

一、小作精農者の表彰

一、講習講習會の開催

一、米穀改良行賞法の設定

一、小作人農事視察團の派遣

一、地主小作に關する各種印刷物の配布

一、害蟲驅除費の補給

一、小作組合

小作組合の施設なし

島根縣

一、凶年に於ける地主の措置

一、風水害又は病蟲害等の爲、收穫減少したる場合に於ては、小作人の要求に依り

檢見又は立見と稱し、地主小作人立會の上、刈入前現地に臨みて視察を爲し、其の實況及原因等に鑑み減免すべき額を定め、收穫豫想高に基き、小作料を相當割引するを例とす。尙收穫後豫想に對し特に著しく收量減少せる場合に在りては、小作人より實情を訴へ、更に調査の上、納入額を減免することあり

二、凶年には、地主に於て小作米納入の延期を承諾し、又は食糧の貸付を爲し、翌年の收穫或は副業収入の際之を返納せしめ、又は資金を無利息にて融通し、又は種籾を給與し、場合に依りては飯米を給與する等、各種の保護方法を講じつゝあり

三、豫め凶年に備ふる爲、平時に於て地主小作人共同し小作米納入の際、一定額の積立を置き、地主に於て之を保護するものあり

一、地主組合
明治四十二年、縣に於て一齊に地主會の設立普及を獎勵したるに小作人の誤解を招き相結束して地主に對抗せんとするの形勢を馴致したる爲、地主會の普及に一頓挫を來せり
現存する地主會は郡單位のもの五ありと雖も、活動の見るべきものなく、町村區域の地主には却つて成績見るべきものあり。就中、簸川郡國富村地主會は代表的地主會として識らる

岡山縣

一、凶年に於ける地主の措置
地主立毛を實査し、或は坪刈を行ひ、減免を行ふ。其の率は地主の寛嚴に依り一様ならず。地主小作の協定不調に歸するときは小作は立毛全部を地主に提供し、地主は收穫一切の作業を行ひ、小作に對しては唯藁のみ給付するものあり

一、地主組合
少數の地主組合及地主會あり。地主組合は小作人の團結に對抗せんとして興れるものなれども、地主會は小作人納額の協定を以て目的となすもの多し

一、小作組合
常設の小作組合を有せざれども、凶年其他地主に交渉するの必要に依り、臨時組合を組織するものあり。外に小作人懇話會と稱するものあり。團長副團長を置きて、地主より團長の名義を以て耕地を一手に借受け、更に會員たる小作人に貸與して小作全般の責任を負ふ

廣島縣

凶年に於ける地主の措置
小作人の要求に依り、地主小作共に實地につき立毛の檢分を行ひ、或は坪刈を行ひて見込數量を定め、其の程度に依り、小作料の減額又は免除を行ふを常とす。地方により、實收高を平等に取得するあり。收量小作量以下なる見込のときは、立毛の儘地主に提供するあり

一、地主組合

田畑山林地價五千圓以上若は耕地十五町以上を有する者を正會員とし、總會に依りて推薦したる者及各郡長郡農會長を以て廣島縣地主會を組織し、農事講習會の開催、農村視察並小作保護に關する協議を爲し之が實行を期す

御調郡内に於ける地價一千圓以上又は田畑二町歩以上の所有者、若は總會の決議に依り特に推薦したるものを以て農友會を組織し左記事項を實施す

一、農事並農村の經營に關する良風美俗を涵養すること

二、農事經營に關する諸般の事項を調査考究すること

三、農事並農村に關する事項につき、行政廳又は農會に意見を提出し、又は其の諮問に答ふること

四、農業勞働者を保護し、地主小作間の關係を円滑ならしむること

五、精農者又は農事功勞者を表彰すること

六、農事講習會講話會を開催すること

一、小作組合
二三小作組合設立せらるゝも、特述すべきものなし

山口縣

一、凶年に於ける地主の措置
特に一定する價例なしと雖も、兩者の協調に依り、實地檢分の上、小作料の減額をなすを普通とす

一、地主組合

町村を區域とする地主會三十を有す

和歌山縣

一、凶年に於ける地主の措置

毎年刈入期に當り、地主小作人立會の上坪刈を行ひ、其の豊凶に準じて小作料の輕減を行ひ或は納期を延期す。若し平年作の二分三分なるときは、小作料を免除するの慣例多し

一、地主組合

海草、那賀、伊都並日高の四郡に於ては、郡地主會を設置し、農事の振興に努めつゝあり

徳島縣

一、凶年に於ける地主の措置

小作人の請求に依り、小作料を減免するを常とす。減免には當年の納付を後年に延期するものと、全く之を徴せざるものとの二者あり

一、地主組合

明治四十三年、産米險査實施に際し、縣米交付を目的とする地主會設立せられたるも、現存するものは僅に四あるのみにして成績の見るべきもの少し、

香川縣

一、凶年に於ける地主の措置

凶年に於ては、小作人の要求に依り、立毛の檢分又は實收の結果、小作料を減免し或は延納を認む。稀に食料品並農用資材の貸與を行ふものあり

一、地主組合

常設機關なく、必要に應じ地主隨時會合し來りしか産米検査制定當時に在りて、小作米獎勵標準を設定する爲、郡市町村地主會の設置を獎勵し、農事の改良を促進したるも成績の見るべきもの少し

一、小作組合

小作組合の設置せらるゝものあるも、農事改良の目的に出づるもの多く、地主階級に對應せんとする趣旨に出でたるものにあらず

愛媛縣

一、地主組合並小作人組合

地主組合の設置せらるゝもの五、小作人組合の設置せらるゝもの二。

高知縣

一、凶年に於ける地主の措置

縣下一様に之を律すること能はずと雖、其の輕重に依り、地主に依りて適宜減免を行ふの外、特殊の施設を講ずることなし

福岡縣

一、一航融和協調の狀況

北九州に於ける工業の勃興と、筑豊地方炭坑の狀況とに依り、労働者の需要激増し、農村労働者之に吸収せられ、田園地爲に荒蕪に瀕せる地方少なからず。縣下七市の人口四十五萬三千二百六十五人、之を前年度に比すれば一萬四千四百九十四を増加し、郡部十九郡の現在人口百六十四萬三千三百四十六人、之を前年度に比し實に一萬千三

百十人の減少を見たり。斯の如くにして農業勞力の缺乏を招來し、物價の騰貴と相俟て小作人の地主に對する疎隔の情漸く昂進し所在兩者の抗争を惹起するに至り、大正七年十月以降の紛擾件數實に百五十二件に及べり

大分縣

一、凶年に於ける地主の措置

一、兩者立會の上立毛の良否を檢分し、小作低減の率を定む
二、地主より種子代、肥料代等の貸付をなす

一、地主組合

縣及郡に於て地主組合の設置を獎勵し、漸次一回に其の普及を見んとす

一、小作組合

小作組合の設置なし

佐賀縣

一、凶年に於ける地主の措置

地主小作協議の上、收穫高を調査して、小作料の減額を制定し、一時に納付すること能はざるものに對しては無利子又は利息付年賦納付の方法を以て納付せしむ刈分と稱し、地主小作に於て收穫高を折半分收する地方あり

一、地主組合

三養基郡旭村内の地主は、小作米の改良を圖り、且一定の期限内に小作米を收入せしむる目的により、小作米三俵以上の納付を受くる小作人を有する地主を以て優良米に

對し賞品を授與する外、十二月二十日迄に小作米を完納せるものに對し、景品を贈與しつゝあり

熊本縣

一、小作獎勵方法並施設

一般地主にして、品評會を主催し、小作人出品に係る米麥に對し、農具其他を贈與するもの多く、縣生産業検査及輸出米検査と聯關して、優良小作米に對し、地主會の規定に係る金員及米を授與するもの亦少からず、此外一部地主にして、自己所屬の小作人に對し、害虫驅除を獎勵し、採取せる蛾卵を相當價格を以て買收し、其の助成に歸むるものあり。小作人の金肥使用を獎勵し肥料購入資金の立換又は低利資金の融通を圖り、小農保護に歸むるもの亦少からず

宮崎縣

一、凶年に於ける地主の措置

地主會と協議の上、其の耕作物の被害額に應じて小作料を輕減し、或は其の收穫小作人の費消したる肥料代其他を償ふに足らざるときは小作料を免除するを例とす

一、地主組合

縣の獎勵に伴ひ、次第に普及を見んとす

鹿兒島縣

一、凶年に於ける地主の措置

地主會の協定、又は數地主の申合せ、或は地主小作者相互の交渉に依り、收穫高の多少に基き、輕減又は免除することあり

一、地主組合

地主會を設置せるも、地主組合なし

沖繩縣

一、一般融和協調の狀況

明治三十二年三法律第五十九號沖繩縣土地整理法に依り土地分肥を施行し、概ね普遍的に施行せられ、各農家治と土地を所有せざるなく、唯其の足らざる部分を小作するの狀況なるを以て、地主小作間能く融和協調し、未だ紛争を醸せることなし

秋田縣

一、凶年に於ける地主の措置

イ、小作人同道、耕作地全部を巡見し、所々刈試を行ひ其の成績に依りて、相當小作料を減免す
ロ、病害蟲其の他不可抗力に依り、收穫皆無に歸したる場合には、小作料を全免するのみならず、無利子にて次年の收穫まで飯料の一部を貸與す
ハ、種籾の斡旋及貸與
ニ、肥料資金の無利息貸與
ホ、小作人の家族をして自己の賃仕事に従事せしむ
ヘ、縣郡技員の派遣を申請し、凶作の原因及今後の注意等を小作人に教示す
ト、糞を原價にて提供し、糞細工を獎勵し且製品販賣の斡旋をなす

三、小作人と地主との爭議

ロ、俵米品評會の開催
ハ、模範小作人の表彰
ニ、小作人の先進地視察派遣
ホ、町村技術員養成所入所希望者に對する獎勵金交付
ヘ、水稻乾燥用材購入費補助
一、小作人組合
小作人組合は、近年隨行に其の設立を見るに至れりと雖も、這は地主に對抗せんとするものに非ず、寧ろ地主の勧誘に依り成立したるものなるが如し、小作人組合の主要なる施設左の如し
イ、信用購買組合の設立

爭議の傾向

この爭議は本質上昔ながらに兩者利益の衝突であるけれども、近來當事者は共に新しい道理によつてこれを觀察しこれを主張するに至つた、而して又かくすることによつてますます彼等の主張は強度を加ふることになつた。ことにこの主張を貫くために小作人側がますます繼續的團體を組織する趨勢に立至つたことは注目に値する。而してこの兩者の利害衝突の焦點は小作料についてであるから、その始まる時期は、小作料の納期即ち年末か

ら翌年の上半期までの間であると観てよい。今左に列挙せんとするものは以上の新要求を持つた小作料値下げ運動であつて、主として前年の小作料について起つたものである。

(イ) 権利の起源を主張の基礎としてゐたものとしては愛知縣鳴海笠寺地方における事件がその一である。これは地主四五十人と小作人数百名の争であつて、小作人側の小作料減額を主張する根拠はかうである。即ち此地方は數百年前の記録によれば一面海であつたものを祖先が協力して開墾し共有地としたものであつて、今は地主と小作人の懸隔を生じてゐるが、本來は共有地であるといふに在る。この主張は双方共に譲る所なく、十一月末に至りても尙紛擾をつゞけ、昨年度の年貢米は今も尙小作人の手許にあるといふ状態であつた。

の事件の争點は小作人側において大正五年以來年額約三萬圓の小作料を納めず尙ほ永小作の報酬として四割の土地の分譲を要求したことに對して地主の承知しないことにある。而してこの四割の要求の根拠なるものを見るに、小作人間に傳はる判鏡といふ證據文書かその根拠である。これによれば、このエ地は元來大和川切替の際その沿岸の荒地を開墾して東本願寺大阪別院の祠堂地に供するため本願寺名義で下附を受けたものであるが、その際その土地の六分の負擔は本願寺側四分の負擔は現在の小作人の祖先といふやうに分担されたものであつて、爾來代々この村の小作人はこの地に對して一種の共有者に等しい權利を享有してゐた。然るに一方本願寺側の權利は轉々して今日の地主の手に入つたのであるか、世代の交替法制の變化と共に全部の所有權が地主に移つたと云ふことである。かやうな事情にて兩者互に譲らず結局地主側は昨年來法廷に訴へ、

代表者六名に對して強制執行の手段に出たのか動機となり、遂に小作人側は官公吏を襲撃することとなつたのである。この事件においては小作人の貧窮といふことが主要な作用あるものではなくして經濟上の自主と獨立とを得んとする努力の働いてゐることは注目し値する。

(ハ) 以上と多少色彩の變つたもの例としては、十一月三日岐阜縣安八郡三城村々長か多數小作人に襲撃されたといふ事件がある。ここに立至つた事情は、小作料のことから兩者相争ひ、結局小作人側は二十町歩の土地を返却したのであるか、地主は他の勞働者を雇入れてこれを自作することとなり、爲めに兩者の間の感情は惡化したことにある。而してこの事件に關連して當時の新聞紙の傳へた所によれば、この村のもので歩兵伍長として永くシベリアに従軍し、凱旋後社會主義勞働問題等に思ひを潜めてゐたものか、地主對小作人の現状を見て大なる不滿を懷き、同志と共に安八、揖斐巢本の小作人に對して地主の横

暴と小作人の権利伸張とを述べた宣傳文を發して三郡小作人の團結を勧誘したことがこの大勢を致した主因であると云ふことである。

(三) 二月頃から起つた岡山縣都窪郡妹尾村大字箕島呑海寺部落を中心とする八十余名の小作人と隣町早島町の十數名の地主との争は、小作組合の發達しない過渡期の一例として觀られる。即ち當地の小作料は第三者から觀ても他に比して高率であるが、その主なる原因は田地賣買價格の上に不正手段が行はれたが爲であるといふことである。小作人側はこの不正の結果たる小作料の高率を忍ぶ以上永久に小作人の境遇を脱することかできずとして、團結契約書を作製して地主側に交渉に及んだが地主側は小作料問題については團體交渉を受くる理由かかないと云つて之を拒絶した。この争は挿秧期を前に控へ三十余町歩の田地の仕末を外にしての争であるから、郡長其他の有志も仲裁に這入つたが、双方の確執は容易にとけず遂には仲裁

者の役に當らんとするものもなくなつた。然るに地主側においては他より労働者を雇入れ機械力を應用して植付及耕耘をなし、最早收穫を待つばかりとなつてしまつたから、小作人側に於ては到底地主側の強大なる持久力に壓迫されざるを得ない状態となつてしまつた。茲に於て他に轉職したものとは別とし、多數土着のものは主張を枉げ仲裁者を通して地主側に妥協を申込むことになつたが、その結果は地主側の主張が通り、小作人の同盟は解散されることとなり、土地は機械耕作に不便なる場所だけ小作人側へ返却され、他の部分は今一ケ年間地主側において耕作した後の商議問題とすることになつて十二月中旬頃紛議は一部落着を見た。

四、小作政策

政策の基調 現在のところ小作人は自己の立場における眼前の利害を痛感してゐても、不賢明不得策なる手段によつてこれを訴ふるに過ぎない状態であるから、小作人の意見らしい意見は公に表はれてゐ

ない。反之政府及び資本家側の小作問題に對する態度政策は一應明白であり、公正であるやうである。しかしながら少しく詮議すればこの一應の外観は裏切られ勝ちであることを發見する。社會進歩の現状には獨りよがりには到る處にある。左に摘録したものは上述の例證ともならう。

イ 小作制度調査委員會

政府は農商務省内に小作制度調査委員會を設置し左記農商務大臣の演説に示されたやうな範圍の調査を始むることになり十二月十二日附を以て、次の如く委員の任命をなした。

△委員長

田中隆三

△委員

伊藤悌藏	岩田宙造
細川護立	星島謹一郎
土井權大	岡本英太郎
河田嗣郎	横井時敬
高岡熊雄	塚本清治
中倉萬次郎	桑田熊藏
矢作榮藏	矢口長右衛門
山田敏	山内確三郎
山崎延吉	松田三徳

松本重成 小山満二
 小鹽八郎右衛門 安藤廣太郎
 齋藤宇一郎 佐藤友右衛門
 木村修三 志村源太郎
 平野長祥 望月圭介

△幹事 石黒忠篤 小平權一
 同月二十七日右委員會の席上における
 農商務大臣の演説は左の通りである。

本邦に於ける小作制度に就ては地主と小作人の權利義務の關係を概括的民法に規定せりと雖も其現在行はるゝ所のものは往年の慣行にして各地事情を異にし随つて其狀態に差異あり頗る多様に亘れり而して我が國の小作農家は概ね規模頗る小にして其經濟極めて豊かならざる現狀にあり其戸數は大正七年末調査に依れば小作のみを爲すもの百五十五萬八千戸小作及自作を兼ねるもの二百二十四萬七千戸を算し前者は總農家戸數の二割八分後者は四割四厘に達し之を合計するときは總農家戸數の六割八分四厘に相當し總戸數の三割七分を占む之が消長を通觀するに小作農家及自作農家の戸數割合漸次増加の趨勢を示し小作農家は明治四十一年に於て總農家戸數の二割三分七厘なりしが五年後の大正二年には二割七分六厘、十年後の大正七年には二割八分となり又自作農兼小作農家は明治四十一年には總農家戸數の三割八分九厘なりしが大正二年には三割九分七厘、大正七年には四割四厘に増加

農村問題

せり前述の如く本邦小作制度は其根柢たる慣行多種多様に於て其下に農業に従事する小作農家の數は總農家戸數の約七割に達し而かも年々増加の傾向なるを以て小作制度の當否は直接地主小作人の利害に關するのみならず農家振否の原因を爲し延ては一般農村に影響を及ぼす事大なり殊に小作農家制度は特に地主小作人間の紛争を惹起し農村社會の秩序を攪亂する虞れなしとせず而して斯の如きは單に地方の農村問題たるに止まらず社會の重大なる問題たるべし然るに今次商工業の發達農村の動力不足諸物價の騰貴生活費の膨脹等影響は地主及小作人にも及び殊に各種の思想は動もすれば都會より農村に傳播し爲めに最近地主小作人の紛争を惹起すもの漸やく多からんとする傾向頗る憂慮すべきものあり今に於て小作制度改善に關する方策を樹つるの最も急務なるを認む而して小作制度改善に關しては單純なる立法に依りて速に之が解決を圖らんとする主張ありと雖も其所謂小作法の内容に至りては一定のものあるに非ず又期々の如き法制を制定せんとするも上述の如き永年に亘る各地各種の慣行を今直ちに一律に規定する能はざる可く工業關係等の立法の比に非ざるを以て慎重の注意を拂ふにあらざれば却つて禍を及ぼす所大なるものなきを保せず故に本省に於ては特に職員を置き之が調査を行はしむるとともに本委員會を設け博く農村に精通し學識經驗を有せる諸君並に各關係官廳職員諸員に囑託し此重大なる問題に就き根本的に

調査を行ひ最も慎重なる審議を遂げ以て之が對策を樹立せしめんとす依つて諸君は本委員會に於て充分意見を開陳し我國小作農の關係地主及小作人の團體地主自作農及び小作農經濟小作に關係ある各種の法令制度等は勿論外國の法令制度等各般の事情を精細に調査し其當否を慎重に考究し以て本邦小作制度改善の根本方策を規定せられん事を望む

同委員會の特別委員及び調査事項

△特別委員 平野長祥
 委員長 委員岩田宙造、横井時敬、矢作榮藏、山田欽山、崎延吉、小鹽八郎右衛門、齋藤宇一郎、志村源太郎

△調査事項

- 一、地主、自作、及小作の消長
 - 二、地主、自作農家及小作農家の戸數其の所有地の廣狹に關し調査審議すること
 - 三、小作慣行普通に行はるゝ小作、永小作其の他特殊の小作に於ける契約の締結、目的物、期間、小作料の種類、品質、數量又は率其の増減納付の時期及方法、小作權の制限、解除及賠償、土地の修繕改良及負擔、契約の終了等に關し現行慣行の當否を調査審議すること
 - 三、地主と小作人との關係
- 地主對小作人の情誼及思想の變遷、紛争の原因、經過、結末及其の影響並に地主小作人間の施設、府縣農會等の施設に關し調査

審議すること

四、地主及小作農の團體

地主の團體、小作農の團體及地主小作農共同の團體に付設立の動機、目的、組織、機能、效果、弊害等に關し調査審議すること

五、小作農の經濟生活及社會狀態

小作地經營の規模、方法及收支、兼業、副業又は自作地經營の收支小作農の家計經濟衣食住、衛生、教育、信仰、思想、要求、離村の傾向等に關し調査審議すること

六、地主の經濟、生活及社會狀態

小作地の多少、管理方法及收支、兼業又は自營農業の收支、地主の家計經濟、衣食住衛生、教育、信仰、思想、要求、離村の傾向、農業自營等に關し調査審議すること

七、自作と小作との比較

自作農に付第五項、第六項に準じて調査を爲し個人、社會又國家の見地より自作農と小作農とを比較し其の得失を調査審議すること

八、小作に關係ある法令制度

民法其の他の法令中小作に關係ある規定、判例、土地所有權、稅制其の他小作に關係ある各種の制度に關し調査審議すること

九、小作に關係ある諸外國の法令制度

諸外國に於ける小作制度、自作農の創設維持等各種の法令制度に付參考となるべき事項を調査審議すること

十、農業勞働者に關する事項

農業勞働者に付前項に準じて調査審議すること

こと

十一、小作制度の改善に關する方策以上各項口調査審議の結果に基き小作及之に關係ある制度改善の方策を議定すること

因みに右委員會創設の當時識者間に委員の選擇につき小作農の利害を眞實に代表すべき用意の缺けたること及び調査立案の精神に少からぬ疑問の存することに於て非難のあつたことを附記しておかねばならぬ。

口 農家經濟調査

これは小作制度調査委員會とは密接の關係あり且つ主として小農の經濟狀態を調査するものである。大正十年三月から愈々京都府外二十縣農會が農商務省の補助金を受けて事業を開始することとなつた、その調査實行の計劃は各府縣共調査農村として三箇村を選定しその各村から九軒の農家を選び記帳式により向ふ一箇年間の經濟の實狀を記入せしめ、記入の上地方農會これを取纏め農商務省に報告するといふ順序である。いふ。

ハ 帝國農會の小作問題觀

帝國農會委員會が十月七日決定した地主對小作人問題に關する農商務大臣諮問答申案

本邦に於ける地主對小作の關係は古來情誼を本とし極めて圓滿なるものなりしも近時社會の推移に伴ひ兩者の間必しも昔日の如くならず往々にして忌むべき紛擾を耳にするに至れり今其狀を略說せんに關東東北地方に於ては概して地主小作間の協調會尙保持せられつゝありと雖も本州中部以西の諸地方に於ては小作爭議を見ると少なからず就中土地所々の分配均衡を失し都市商工業の影響を受け一般の氣風動もすれば薄經に流れんとする所ありて然とす而して小作問題の起るは多く小作料の濟免要求其他分配問題の形式を以て現はれ其直接の動機となるものは凶作又は不作と云ふが如き事情を主とすと雖も其爭議の素因を爲すものは土地の兼併頻々たる土地所有權の移動小作人の階級的自覺權利思想の普及による地主小作人の溫情の冷却等にして畢竟是れ推移せる時勢の所産に外ならざるなり地主小作問題は農村社會問題の中心を爲すものなるを以て問題の發生を未然に防ぎ若しくは既發の問題を圓滿に解決するに於て適宜なる方策を建てるは頗る緊要の事なりとす今左に其主なるものを擧ぐれば

一、地主の覺醒を促し小作人の福利増進の爲適用なる施設を爲さしむると

二、地主及小作農の負擔を輕減すると

三、自作農増殖の目的を以て小作農をして成るべく土地を所有せしむると

四、農會法令を改正し地主小作の協調に便ならしむると

五、立法的手段により地主小作間の権利義務の確保公正なる小作條件の保障、土地改良等に對する補償其他の事項を適當に律する

而して右の諸方策は民間に於ける個人若くは團體的施設に俟つべきもの少なからずと雖も就中政府は其政策の影響する所廣く只大なるに鑑み先づ各地方に於ける實際の小作慣行地主小作關係の變遷自作及小作の經濟狀態、諸外國に於ける小作制度等に就き審に調査研究を爲したる上具體的方策を建て以て遺憾なきを期せられたし右答申す

ニ 全國農業技術者會議の小

作問題觀

大日本農會の提出に係る地主小作人の協調に關する諮問に對して十月東京に開かれた全國農業技術者會議のなした決議。

地主小作人間の爭議は、經濟界の變動、凶作、凶年、土地改良、地主の移動等の場合に於ける小作料の減免又は増額の要求として表はるゝことと多きを以て之が協調を圖るには單に公平なる裁斷を以て之か分配を定むれば可なるが如しと雖も其の紛擾を起すに至るの素因甚だ多く農業收益の過少にして不安定な

るが如き小作契約の不合理にして地主小作人間の收益分配の不公平なるが如き殊に最近社會事情の變動に伴ふ地主小作間の温情の冷却時代思想の影響による權利思想の増大等を列擧せざるべからざれば爭議に際して有力なる調停をなす外未だ然に於て之を豫防するの方策を講ずるに至當とす今其の重なるものを掲ぐれば左の如し

一、農業收益の増加を圖り農家の經濟を安定ならしむるに必要な各地の方策を講じ殊に農産物の價格の如き常に生産費を償ふて餘りある收益を維持せしむる様適當なる施設を行ふこと

二、地主小作人間の權利義務の確保公平なる小作條件の保障農事改良に對する補償等の事項に關する法制を定むること

三、地主をして自己の地位を自覺し小作人の意思の疏通を圖り其の利益を擁護して進んで農村の開發に務めしむること

四、小作人を啓蒙薰陶して其の向上を圖ること

五、時代思想に對し農家を善導し地主小作人の共存共榮の實を擧げしむる様にすること

六、自作農の維持増加を圖り特に土地購入資金の補助又は融通土地分讓等の手段に依り小作人をして土地所有の機會を得せしむること

七、地主小作人間の紛擾を調停する機關を設くること

ホ 國民黨代議士土井用太氏

の農業労働保護獎勵に關する質問に對する收府の答辭書

一、農業労働は工業労働と其趣を異にし主として自作農、小作農又は其家族が自家の經營に於て労働するの外小作農、自作細農又は其家族が傍ら他人の爲に農業労働に従事するものにして従事するもの、數甚だ多からず政府は此の案に對し殊に農會を督勵して其の保護に力めしめ又は産業組合等各團體の發達を圖り其經濟の上進に便せしめつゝあり

二、政府は農産物供給の潤澤を圖ると共に農家生活の必要點につき供給を潤澤ならしむるの策を講じ育料に關する監督、指導、農具、種畜の貸付供給並に農會、産業組合、畜産組合等各種の團體に依りて生産上の需要品を廉價に獲得するの便を得せしめ且低利資金融通等の方法を講じ以て生産費並に生活費の遞減を圖りつゝあり

三、政府は農業労働保護獎勵に關し從來の施設を一層十分ならしむるは勿論大正九年度の豫算に於て小作組織等の調査費を要求し特に先づ小作農會の組織經濟其他を詳細に調査して最も適切なる方策を樹てんとす

へ 地主會の小作問題觀

地主會の小作問題に對する態度はその會合における各種の討議決議等によりて

了解される所であるが、政府當局帝國農會等の方策と比較するに殆んど軌を一にして居ると考へて差支がない今その一例として愛知縣地主懇談會における提案として、前年來の縣案である「時勢の推移に伴ふ地主の覺悟」について十二月二十一日同縣農會樓上において地主特別委員會の議定した所を見るに左の如し。

戦後一般社會の變遷に伴ひ農村も亦思想經濟界共に著しき變調を來し農村社會問題は益々紛糾せんとす若し地主にして此大勢を自覺せず適當なる對策を講ぜざれば臍を噬むの悔を免れざるべし故に地主は此際社會上に於ける自己の地位及責任に鑑み左の事項を實行するの要ありと認む

一、地主は幾分にも自作をなすこと
地主小作間の紛糾は小作者の理由なき要求に因り發すること少なからざるも亦地主自ら農業を理解せず小作者の勞苦を察せざるより起ること亦少からず故に此點より考ふるも地主自ら農業經營に當ることは洵に必要のことなるべく殊に亂市附近等の眞面目なる小作者を得兼する如き地方に於ては或程度迄は自作をなすべく決心をすることは特に必要のことなりと信ず

一、小作者の人格を尊重して相應の施設をすこと

思想の變化は小作者も亦從來の待遇には心中甚だ平からならざるものあるのみならず其の逆る所往往にして過激なる主張をなすものあるは最近殊に耳にする所なり故に地主は小作者思想の機微の點に充分の注意を拂ひ禮讓ある國民たらしむべく善導の要あるべく左記に掲ぐるものと如きは對策の一部なるべし
(イ)地主小作者聯合の下に閑遊會の如きものを聞くこと(ロ)地主の邸宅を開放して前項閑遊會等に使用せしめ努めて小作者に接近する事(ハ)優良小作者の表彰を行ふこと(ニ)地主小作主婦の懇話會を開くこと

一、産業組合農業倉庫の設立經營に努むること

細農者をして經濟上の便宜を得せしめ益々其向上を計るは農村に安定せしむる所以にして産業組合及農業倉庫の經營は此の目的を達するに最良の手段たるを以て既に設立されたる處に於ては盛々其發達を期するは勿論未設の地に於ては極力之れが設置に努むること

一、農地の一部は小作者の希望に應じて可成讓渡すこと

小作者に土地を所有せしめ其漸次安定ならしむる上より考ふるも特に必要なるべく若し自己所有の土地を分讓し難き事情あらば常に附近の土地賣買に注意し賣地を生ぜる場合は可小作者をして買取らしむる様努むるを可とす

一、農業の開發に努むること
地主が率先して農業の開發に盡すことは農村振興上最も肝要なること論を俟たず而して其

施設すべき事項固より地方の状況により一様ならざるも廣く實行の要ありと認むるもの左の如し

△耕地整理及土地改良△開墾干拓改良農具の獎勵△家畜獎勵

一、適當の區域毎に地主小作協調的團體の組織を圖る事

地主及小作者より代表者を出し且つ之に農會役員の一部を加へて團體の幹部を組織し主として次の事業を行ふ

△小作契約に關する事項の協定△天災に對する共濟的施設△細農貧窮者の救濟△農事改良將勵に關する事項

一、縣に地主小作問題の研究會を起すこと

小作問題は將來必ず社會問題の主要なる地位を占むるに至るべきこと勿論なるに依り左の組織に依り之が研究機關を設置すること

イ、組織 當業者より出せる委員及本縣關係吏員縣農會役員を以て組織し事務所を縣農會に置くこと

ロ、事業 地主小作間各種の間鳴に就き調査研究をなすこと

ハ、經費 縣は縣農會の補助及有志の寄附を得て之れに充つること

第三 米價問題

一、米の生産費、副業、及

び米相場

イ 米の生産費

米の生産費には地方の異なる算出方の如何、他の事情により少からぬ相 があり、又算出法其他についても異 の多いことではあるけれども各地方において試みられた所を左に摘記して一應の参考に供する。

(甲) 岡山縣淡江郡農會調査

(玄米一石につき)

支出の部

苗代	〇・七五〇
種籾三升	〇・四五六
肥 (菜種粕外三點)	二・〇〇〇
人夫二人	一・五〇〇
地代其他	五・五七六
小計	八・四三〇
本田	六・二〇〇
本田耕及代播まで四人七分八	二・二五〇
施肥から田植まで二人八分	一・九五〇
水當除草巡視等五人五分	八・七六〇
害蟲驅除一人三分	四・六〇〇
稻刈 搬稻扱五人	九・六二四
乾燥から假俵まで三人	一二・九六六
俵其他六人	四・九九八
堆肥大 粕硫酸安其他肥料	三四・二〇〇
農具捐料	
土地資本利子	

農舍償却

公租公課

雑費

小計

總計

收の部

玄米 (石三斗十升)	一三〇・三五〇
屑米 (一斗四升)	四・四八〇
高	六・三七〇
其他	〇・四三〇
總計	一四一・六三〇
依つて二月未現在玄米一石生産費四十五圓六十九錢三厘	

(乙) 大阪府下豐能郡農會調査

(十二月大阪府農會に提出)

地主

一石當り	四四圓二七四
内譯	
三・二七	反當り地租
六・九三	同其他諸掛費
四六・六六六	同土地資本利子
一・二〇	同貯藏倉庫償却金
一・二二二	同小作米免減年割高
反當り小作米收納金	一石三四七
自作	
一石當り	四六圓七七〇
反當收籾高	二石五斗
二・〇〇	反當小米屑米量
一一・六七二	同藁稈量
〇・二六〇	同籾殼

本田一反歩苗代種籾

同人夫一人

同整地人夫

同挿秧人夫

同除草人夫

同灌漑人夫

同施人夫

同稻刈人夫

同稻運搬人夫

同扱人夫

同籾乾燥人夫

同扱人夫

同調製人夫

同俵裝人夫

同肥料代

同地租其他費用

同農具修繕費

同土地資本利子

同農具償却金

同固定資本償却金

同俵代

收入合計

支出合計

小作

一石當り

反當收籾高

小作上納米

反當小米屑米

收入合計 (其他費用は自作に同じ)

一・三八〇	本田一反歩苗代種籾	一三圓九三六
一・六〇〇	同人夫一人	一三〇・九六五
七・〇七五	同整地人夫	四七・三五〇
三・九二五	同挿秧人夫	二・五〇〇
九・一六九	同除草人夫	一・一五三
一・八〇〇	同灌漑人夫	〇・一六七
一・七六〇	同施人夫	
二・六二五	同稻刈人夫	
一・七五〇	同稻運搬人夫	
一・五〇〇	同扱人夫	
〇・八七九	同籾乾燥人夫	
七・〇〇〇	同扱人夫	
一・三一二	同調製人夫	
一・二三七	同俵裝人夫	
一八・三三三	同肥料代	
一一・五〇〇	同地租其他費用	
一・六二〇	同農具修繕費	
四六・五〇〇	同土地資本利子	
三・六六六	同農具償却金	
二・九〇〇	同固定資本償却金	
三・〇〇〇	同俵代	
一三〇・九六五	收入合計	
一三〇・九六五	支出合計	
四七・三五〇	小作	
二・五〇〇	一石當り	
一・一五三	反當收籾高	
〇・一六七	小作上納米	
一三・九七六	反當小米屑米	
一三・九七六	收入合計 (其他費用は自作に同じ)	

支出合計

六九・二〇五

(丙) 福岡縣遠賀郡農會調査

水田二町歩畑一反五畝歩の耕作農家にて米作二町歩裏作 町歩休田一町歩畑作 は麥、豆、甘藷、蔬菜等を栽培し家族の労働者三人老幼四人農繁期には臨時雇人を爲すものとして稻一反歩の栽培費は十六圓六十五錢、玄米一石生産費五十三圓三十四錢を要し一反歩(玄米石三十圓として)三十三圓五十三錢九厘、一石二十三圓三十錢の損失を來し現今農家一日一人の労働賃金は食費共六十八錢五厘に過ぎざるが如し即ち

稻一反歩栽培費七十六圓七十五錢

内譯(イ)勞賃五十三圓八十二錢△苗代一切一人五分、牛一分五厘(苗代七畝歩耕起人牛各一日塊返塊碎、均土代下等人五人牛二分半一日(下肥汲取人牛一日施用人五分大豆粕購入粉碎施用人八分磷酸灰等施用四分堆肥其他施用七步)△植付人二人(苗取付植付)△除草人五人五分(除草一回一人一分)△管理人一人(畦草切り溝堀三分灌溉七分)△刈取搬入人二人二分半五分(刈干一人二分積揚五分搬入牛人各五分)△脱穀人二人(百五十把扱落し藁片附篋上等)△籾干人二人(筵干出入三日二日役)△製米依裝人

二人八分、製穀一人三分依編一人依裝五分)△害蟲驅除一人(採卵枯莖取等)△準備作業四人(分(年間人役五人溝土浚十人農具修理繩綯草履草鞋十二人家畜飼養年間七人を稻作とし一日一分五厘)五十四人七分五厘の三十八人三分薪取年十二人の七人四分厩掃除堆肥作其他月三日三十六日の七分二十五日人二分合計九十七人九分の二町歩)

△合計九人六歩半三日四分五厘△備考賃金の算出は本年三月雇入労働者普通年間三百六十圓之に食費三百日分一日五十錢計百五十圓合計五百十圓一年勤勞日數二百八十日にて分賦する時は一日金一圓八十二錢の二十九人六分掛(ロ)償却修繕の部計七圓二十六錢△農具償却二圓(農具一切の元價六圓と做し十分の一六十圓を米作二町歩裏作一町歩にて除したるもの但元價の利子は加算せず)△同修繕料七十錢△農舍償却六十七錢△同修繕料五十錢△家畜償却一圓十九錢△同飼料一圓七十錢△害蟲驅除其他五十錢(ハ)肥料其他資本十七圓三十七錢△苗代肥料七十錢△本田肥料十五圓五十錢△流通資本一圓十七錢△以上三合計七十八圓四十三錢(此内藁代一圓八十錢控除)玄米一石生産費五十三圓三十四圓内譯△一反歩收穫二石五斗五升△其内地代一石八升八合(一反歩平均小作料)△種子代二升五合(反當籾二升五合の七掛)△計一石一斗一升三合△差引玄米一石四斗三升七合に付之を以て一反歩栽培費七十六圓六十五

錢を除く時は一石五十三圓四十三錢となり現在農業者の如何に困難なるかを知り得べし

(丁) 兵庫縣農會調査

現在に於ける米一石の生産費は一反歩に對する諸入費籾種及選種費一圓四十四錢八厘、苗代肥料代一圓一錢四厘、苗代人夫費三圓、本田肥料二十二圓六十錢、本田人夫費三十三圓十五錢、牛馬勞力費三圓公租及公課十三圓八十四錢六厘、依裝費四圓九十五錢、農用建物資本利子八十四錢、農倉修繕費二圓三十錢、土地資本利子二十八圓、合計金百十四圓四十四錢八厘に對し藁代八圓四十錢、屑米二圓五十五錢、計金十圓九十五錢の收入利得あるを以て差引百三圓十九錢八厘を要し而して一反當りの收穫を二石五斗とすれば一石四十一圓二十七錢九厘を要する計算なり

ロ 副業の打撃

副業の不景氣に因る打撃は所により時期によりて様々なるべきも今一例として福岡縣における調査によれば左の如し。

養蠶業 本縣の養蠶業は殆ど副業的經營なるも近年糸價の昂騰に依り著しく發達を遂げ地方に依りては主業化せむとするの傾向を示し本年春蠶掃立に際しては前年來の糸價以上の豫想を以て繭價も亦石百五十圓乃至二百圓内外の見當にて一般に掃立數を増加し桑園の施肥亦十全を期し甚しきは自家植付の桑葉を以

て飼育し得ざる蟻量を掃立て百斤十八餘圓の高價なる桑葉を買入れ飼育したる者ありしが上簇期に至り俄然糸價の大暴落に逢ひ豫想價格の半値にも達せざるのみならず購繭者側に於ても一買入を見合せたる爲め損失を蒙り特に桑葉を買入れ又労働力を他に仰ぎたる者の如きは收支相償はず負債を生じたる者あり今一二の郡に於ける收支計算を見るに桑葉人夫等自給の場合に於ける飼育蟻量一匁に對する收支計算は生繭四貫五百匁此の價格三十一圓五十錢、屑繭四百匁價格八十錢收支合計三十二圓三十錢にして桑園手入賃金二圓四十錢肥料九圓五十錢蠶種代二圓木炭代十圓雜費三圓以上支出合計二十六圓九十錢差引利益金五圓四十錢にして同上桑葉人夫等他より受たるものは收入合計は前記の如く三十二圓三十錢に對し支出は雇入賃銀十二圓刈桑葉三十圓蠶種代二圓木炭十圓蠶具藥品其他二圓五十錢計五十九圓五十錢にして差引損失金二十圓二十錢但し規模の大小に依り其の程度に差あり(筑紫郡)次に桑葉を買入れ飼育したるものにて桑畑 反歩飼育收支計算に於ては桑葉代百二十圓蠶種木炭其他五十圓人夫賃八圓支出合計二百五十圓收入繭量十八貫價格百八圓に

して差引損失額百四十二圓なるが桑葉を有し飼育したるものにては肥料及人夫賃六十圓飼育人夫賃八十圓以上支出合計百九十圓にして収入は收繭量十八貫價格百八圓差引損失八十二圓也(三井郡)以上の收支計算表は縣下一般の其れと見て差支なく糸價の慘落は養蠶業の發達を阻止し一面經濟上多大の影響を與へたり

機織業 久留米絣及同縞賃織業は筑後地方に於ける農家婦女子の副業として一家の經濟を助長する事尠からず特に近年織物界の好景氣に伴ひ織賃亦未嘗有の高値に達し最高一反三圓五十錢普通二圓五十錢内外にして婦女子一日の工程としては實に尠からざる勞銀を得る爲め下女奉公を罷め機織に従事する者漸次増加するに至れり然るに一朝財界の不況となるや機織界は慘憺たる不景氣を來し織元は一時事業を停止又は縮少するもの多く従つて日傭稼農業手傳等に轉業するものから尠らず中産以下に従業者にありては一家經濟上に於ける打撃甚大なりと雖も従事者の多くは農事の傍ら副業的に従事するものなるを以て之が爲め失業者として救済を要するが如きもの無し絞は朝倉郡甘木、福岡市附近郡に於ける副業と

して従事者五千餘人に達し地方經濟を助長してありしが財界の不振と同時に始んど事業休止の狀況に陥り由來本業の内職的に行はれ表面の經濟上に大なる影響無きが如きも就業者の多くは中産以下の者にして其の工賃は直ちに生計の補助に使用せしものなるに依り従つて打撃を蒙りたること甚大なり

製紙業 (和紙)價は目下最高價より約三割の下値に押され製品中東洋紙の如きは支那に於ける排日執旺盛の爲めに輸出枉絶し財界の變動と相俟つて紙業界に多大の影響を及ぼし製造手控の狀況にあり

花菱草産類 筑後地方に於て七千三百餘戸従業者一萬五千を有する本業亦財界の不振に依り商況活潑ならず従つて工賃の如き財界好調の際に一本六圓内外なりしもの目下其の半額は低下し地方經濟上に尠からざる影響あり蠶製品 本業は好副業として縣下一般に普及し農家經濟を助長すると共に勤儉の美風を涵養せしが財界不況の爲蓮臥繩依等の賣行悪しく地方に於ては多數の製品を蔵するものあるも一般よりすれば財界の不振が農繁時なりしは不幸中の幸なりと言ふべし蠶製品の發達を阻害するが如き事無し

ハ米相場

内地米東京標準相場

(東洋經濟社調)

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
大正六年	一六・一〇〇	一五・二〇〇	一六・一〇〇	一六・五〇〇	一八・〇〇〇	二一・〇〇〇	二一・七〇〇	二一・一〇〇	二一・五〇〇	二二・〇〇〇	二二・五〇〇	二二・一〇〇

大正七年	三三・〇〇〇	三九・〇〇〇	四三・五〇〇	四三・五〇〇	四〇・一〇〇	四一・二〇〇	四二・〇〇〇	三三・五〇〇	三六・五〇〇	二七・七〇〇	二七・六〇〇	二六・三〇〇
大正八年	四〇・六〇〇	三九・八〇〇	三九・六〇〇	四一・六〇〇	四三・五〇〇	四三・九〇〇	四七・八〇〇	四九・〇〇〇	五〇・九〇〇	五〇・九〇〇	五〇・六〇〇	四九・七〇〇
大正九年	五二・九〇〇	五四・五〇〇	五三・八〇〇	四九・六〇〇	四八・〇〇〇	四九・六〇〇	四六・二〇〇	四四・一〇〇	三六・二〇〇	三四・一〇〇	三〇・〇〇〇	二六・三〇〇

二、投賣防止運動

イ 運勢の經過

原因 この運動は經濟的に觀れば勿論米價の下落を主要なる原因として起つたものであるけれども又同時に米價暴騰の際に農村に持込んだ諸株の暴落其他諸種の投機思惑等の當外れ、養蠶等の主要副業の沈衰、出稼人の不景氣から受けた打撃其他金融硬塞等の事實も亦重大なる原因と云はねばならぬ。加之精神的發生原因を尋ねれば先づ工業地方に多少勢力を張つた民主思想階級的利害意識等の風潮が、漸く農村に漫延して來たことをあげなければならぬ。

農村の不安 抑農村一般の不安は四五月頃即ち三月末における正米平均値段段五十三圓の強腰の人氣か、期米の大跛行のため悪化し随つて農家商人の賣崩しを誘致

し下米標準四十五圓平均四十九圓となり、前途 穩の兆候を呈し出した頃から始まつた。而してこの運動の萌芽は五六月において愈々米安の時期に入つたといふ觀念が一般生産者の動搖を惹起した頃に求むることができる。

運動の發端 運動の當初においては各府縣の間に連絡がなく、各地方において各個別的に米價下落の打撃と戦つた。例へば五月中頃の香川縣に於ては、各農村稻費購入費の金融硬塞したるを以て、郡市農會技術員の協議會を開いて之が對應策を議したるか如き、六月頃の愛知縣に於ては米價及春繭の暴落のため農村の景氣は頓みに沈退したるかため、懸農會は、一方外米拂下を實行せざるやう政府に建議すべく帝國農會に提議すると共に、他方投賣防止宣傳に着手せしたるが如き、又この頃兵庫縣及大阪府農會においても農家利益の擁護を

志して米の取次販賣を開始し、爲めに小賣同業組合の反抗運動を招來したといふが如きその例である。

運動の統一化 この連絡のない運動は六月上旬に至つて稍々統一する傾向を帯びて來た。即ち六月十四日帝國農會は各府農會に促されて左記の如き希望を當局に致す外農家へも警告を發した。

△米其他農作物價格維持に關する件

- 一、政府に希望 (イ)米價引下政策は今後之を避けられたきと(ロ)特に米價下落の場合に於て政府の外米拂下は假令其數に於て斯く實際の影響甚しからずとするも農民の心理状態に大なる悪影響あり斯かる政策は採らざると(ハ)米輸入税の復舊(ニ)常平倉の制度を速に實施せられたきこと(ホ)米麥小麥粉菽類の輸出制限の撤廢及鶏卵の輸入税を復舊されたきこと(ヘ)低利資金融通の件以上帝國農會より政府へ建議又は左記の辦法に依り希望を達するやう取引を乞ふこと
- 二、農民に警告 (イ)農民をして此際米の投賣を戒め平均賣を厲行せしむべく左記事實を記載し帝國農會より警告書を發すること

即(イ)本年麥の不作なること(ロ)現に在米の過剩ならざること(ハ)世界的金糧の缺乏せること右に對し道府縣農會はこれが宣傳實行に努むること

三、農業倉庫を速に普及せしむること (イ)政府へ該補助金の増加を帝國農會より要求すること(ロ)道府縣農會主動となり當局と協議し下級農會を督勵し速に普及せしむること

△藪價の維持に關し農相へ警告の件

(イ)産業組合農業倉庫養蠶組合其他信用ある倉庫會社乾燥場又は製糸家等に委託し乾繭を貯藏し適當の時期に販賣すること(ロ)養蠶家は産業組合製糸家に就き協同し現品の受渡をなし其代價は豫め約束せる時期に其時横濱に於ける糸價を標準として支拂を受くること(ハ)繭價の不自然なる下落原因は一は製糸資金融塞にあるを以て之が救済の爲帝國農會より其筋へ具申すること

然しこの宣言はあまり多くの結果を齎さなかつた。それで各府縣農會においては各その地方における米價低落農村不景氣問題等について協議劃策する所があつた。今その一例を兵庫縣について見るに、同縣農會では九月二十二日郡市農會長會議を開いて左の不景氣對策を決議した。

不景氣對策

農村問題

此際施設すべき對策

(一)農家持越米の濫賣を防止し平均賣を獎勵すること(二)新穀の貯藏及び販賣方法を講究し其の實行に努むること(三)既設農業倉庫の利用を圖ると共に其の建設をも一層獎勵すること(四)産業組合又は農會等に於て適當なる方法を講究し低利金融の斡旋に努むること(五)農村勞力不足の地方に於ては失業労働者の利用に就き相當講究すること(六)戦後膨脹せる農家經濟を堅實に關する爲め尙一層勤儉貯蓄の宣傳に努むべきこと(七)米價の激落を防止する爲め迅に適當なる保護政策を講ぜらる様其筋へ建議すること

北陸諸縣の聯合

しかしながらこの運動は十月中夏摺米が三十圓臺を破つたときに地方農會の聯合協議といふ形で、再び獨立劃策の状態を破るに至つた。即ち福井、石川、新潟、富山各縣農會代表等が、十一月下旬長岡市における同四縣聯合園藝品評會に集つたとき、投賣防止策を協議して一致する所があつたことに始つた。彼等は

各縣縣後これに依つて計劃し運動する所があつた。例へば富山縣代表者の如きは郡市町村農會代表者及び二十町歩以上を所有する地主等を同縣農會樓上に集め、協議

の結果左の決議をなした。

一、極力農家の支出を節約すること
二、臺鮮米の移入税を復活せしむること
三、米一石三十五圓以下にては絶対に賣却せざるること

四、農業倉庫産業組合、又は縣の指定せる倉庫の在庫米に對し勸業農工兩銀行より低利資金の融通をなすやう政府に要望すること

かかるに從來の各地方獨立の劃策運動も多少連絡を有する北陸地方の如き聯合協定も又政府の米價對策も共にこの不景氣の大勢を阻止し緩和するに十分なる力なく、米價の下落は底止する所を知らず農村の不景氣は益々深く且つ大となるばかりであつた。

運動 氣勢昂る

茲に於てか、十二月二日兵庫縣農政俱樂部主催にて全國府縣農會及び農政研究會の米價救済問題に關する協會が神戸市農會事務所内に開かれることとなつた來會者は全國中重なる米産地方における二十二府縣農會及び農政研究會の代表者四十五名であつて、米價引上運動については全國同業者一齊に起ちてこれが實行方法を促し、着實に徹底的に

その實現を期することとし満場一致を以て全國一様に實行せらるべき救濟策として左の諸點の決議をした。

- 一、農家の自營策として相當價格以下にては絶對的に米を賣却せざる事
- 二、右の各項を政府に要望する事
 - (一)内地米三百萬石を政府に買上る事
 - (二)外米輸入關稅率を引上る事
 - (三)朝鮮米移入に對し課稅する事
 - (四)低利貸金の融通を図る事
 - (五)常平倉の急設を促す事
 - (六)帝國農會中央農政俱樂部の活動を促す事

●●●●● 運動の景況 この協議會開催を起點として

●●●●● 投資防止運動が全國的に連絡を有つて實行される趨勢となつて來た。即ちこの決議後、各府縣農會代表者等は各府縣に歸り各その決議實行に當つたのみならず各自の管内の狀況を互に通信すると共に激勵し合ふことになつた。一例として十二月十日までに福岡縣農會に宛てられたといふ電報の様子を見れば、彼等がこの問題に對して如何に意氣軒昂たるものがあるかを知ることが出來やう。

福岡縣 十日縣下一齊に米投資防止を決議し

た貴縣も勵行を頼む

佐賀縣 十日縣下一齊に米投資防止を議決した直に實行す

帝國農會 京都より投資防止の結果五圓高しとの打電あり此際一層御奮勵を請ふ

富山縣 投資防止を協議し直に實行に掛る

熊本縣 十日縣下一齊に米投資防止の議決をなし直に實行に着手せり

兵庫縣 決議實行人氣旺盛貴縣如何

上述決議後における各府縣内の該運動の景況は、北部地方を別とすれば各地方の事情に依り多少の相異はあるも先づ大同小異であつたと云へる。今岡山縣における

●●●●● 狀況をその一例として擧げると、十二月四日各郡農會長會議を開くと共に同縣下四百の町村農會に檄を飛ばして同農會所定の投資防止組合設立の宣傳を猛烈に行ふた所、殆んど各郡町村においても同様に猛烈なる反響を生じた、その宣言も決議も殆んど一様であるから、一例として十日の川上郡有志大會なるものを擧ぐれば

●●●●● 宣 言
米價の暴騰は消費を害し米價の暴落は生産者を毀つ、米價は常に平調を失せざるを要す、然るに今や暴落又暴落殆んど底止する所を知らず、吾人不安の念に堪へず、此秋米穀の賣

防止策各地に企てらる吾人亦其趣旨を賛し左記決議項を遂行し米價調節の目的を貫徹せんことを期す

大正九年十二月十日

米價調節川上郡有志大會

決 議

- 一、米價一石參拾五圓を以て最低價格とし夫れ以下に於ては賣却せざることを
- 二、前項の目的を達する爲め當分の内各町村又は部落に於て投資防止の申合せをなすと但し本月十五日を期し一齊に成立せしむること
- 三、各金融機關に資金供給方便宜交渉のこと

●●●●● 全國府縣農會代表者協議會 上述の如き地方の防止運動の發生と帝國農會とは裏面に如何なる關係を有するかは別問題とし、兎に角同會はこの運動の引續き強烈に行はれてゐた當時即ち十三日から十四日に涉り全國府縣農會代表者協議會をその樓上に招集した、この會議について注目すべきことは次の數點に歸する。

1. 産業組合中央會の本問題に對する態度

中央會は現下の米價暴落對策として近く各縣の支會長に對し注意書を發し各支會は管内の各産業組合と協議の上大要左の如き趣旨にて

之が對策の實行に努むる計畫なり

- 一、米價の維持を圖る爲め農業倉庫を利用し、金融の途を圖る事、農業倉庫の設置なき地方、販賣組合又は信用組合等を利用して金融の利便を圖る事、右に就ては特に中小農者に對して一層其利便を講ずる事、右に要する低利資金不足の場合は中央會は其増加に就き斡旋する事

- 一、數萬枚の宣傳ビツを配付する事
- 一、勸業銀行の産業組合に對する資金融通の仲介に一層努むる事
- 一、今後地方の狀況に依りては産業組合に對し特に低利資金の融通を爲さしむる様政府に向つて要望する事

右は中央會としての腹案なるが近日中之が實行に着手する考へなり

2. 農商務省農務局長が同會委員會の希望に依り述べたる本問題に對する當局の態度

現時の米價が急激なる下落を來し生産費を償ふ事さへ爲し得ざる状態に在る爲め地方農家が窮狀に陥りたるに就ては當局としても充分憂慮し居る次第にして農相に於ても非常に苦慮され居り之が對應施設に就ては種々考慮し居るも政府が之に對し如何なる方策を講ぜんとするか其具體案に就ては遺憾乍ら茲に明言する事を得ざるも目下財政經濟調査會に於ては恒久的米價調節策として常平倉問題等に就き審議し居り政府當局は之が經過並に決議に

農村問題

關しては充分注意し居れる次第なるも目下の應急策に關しては未だ決定し居らざれば何等言明する事能はず

3. 帝國農會の本問題に對する二個の決議

(甲) 決議

- 一、各府縣は此際一齊に投賣の防止を實行する事
- イ、開始は來る二十五日迄とす
- ロ、價格は三十五圓を以て最低とし更に特別の事情ある府縣に於ては帝國農會と協定する事
- ハ、目的の價額に達したる時は平均賣を厲行する事
- ニ、期間内に實行せざる道府縣に對して帝國農會より督勵委員を派遣して之が實行に努むる事
- ホ、此目的を達するため産業組合府縣農工銀行農業倉庫等と協商して金融の利便を講ずる事

ヘ、各府縣は府縣内の情報を帝國農會に速報し帝國農會は之を蒐集し且同問題に關する必要なる事項を網羅して月報を發行し各府縣及び都市農會に通報する事

ト、本目的を達するに遺憾なき様各府縣は最善の方法に依り鞏固なる農民の結束をなさしむる事

(乙)

決議

- 一、應急策
- イ、政府に米買上を實行せしむる事但し農會に於ける庭相場の最低價格を一石三十五圓とし數量は三百萬石以上たる事
- ロ、外米の移輸入を極度に制限する事
- ハ、低利資金を融通せしむる事
- 二、恒久策
- イ、農業倉庫の普及を計らしむる事
- ロ、常平倉の設立を促成する事
- ハ、米麥生産統計を正確ならしむる方法を講ずる事

以上各項の遂行を期するため各道府縣は最善の方法を以て

- 一、貴衆兩院議員に助力を求むる事
- 二、宣傳を徹底的ならしむる事

尙ほ帝國農會はこの會合後においてこの運動を正當に理解される目的を以て左の文書を發表した。

米價の高値を見れば一時本年五月切りの東京建米相場五十二圓六十九錢なりしもの過般米價暴落し本月初旬に於いては二十圓に垂んとし、然も正米は益々此れに轉寄し地方に依りては石十八圓の聲さへ聞くに至れり目下帝國農會に於いては各府縣農會に依頼して米の生産費を調査しつゝあるも其結果一石當生産費は大凡五十圓に近し、其他道府縣の調査を見るも何れも四十圓以上にして富山縣の如き六

十三圓を計上せる郡あり即ち政府當局に於ても米生産費は四十圓を要すと聲明せる事あるは其最低生産費を指すものと知るべし。帝國農會に於ては過般道府農會代表者協議會を開催し米價の下落に對する防止策を講じ遂に農家に於ける庭相場一石三十五圓以下にては賣却せざる申合を全國的に決議せり。然も是只消費者側の利害を顧慮しての犠牲的協議にして、固より農家自身より見れば三十五圓も猶投賣の範圍にありと云はざるべからず石四十圓ならざれば到底算盤のとれぬ農家の苦衷は只消費者の理解ある同情に俟ちて癒され得べきのみ。一方農村に理解なき者は只徒らに揣摩憶測を逞しうし、民農の不賣同盟なる不穩文字を用ひて農民が恰も消費者虐めを爲すが如き言説を吐くが如きは固より一笑の價値だも無き愚論にして、農民としては單に自己を經濟的破滅より救ふと同時に是が反て國家に盡すの所以なるを思へばなり。即ち米價を此儘に放擲して勝手に下落せしめんか遂には農民は米作に對し自暴自棄に陥り必然の結果として明年の作付に至大の影響を及ぼし、茲に國家の食糧政策は其根本を破壊し盡さるゝに至らん然も米價の調節策を講じ農民自ら救ふと同時に國民を飢饉の句圍より脱出せしめんは只此時を措いて他にあるべからず。故に今日に於いて資金缺乏の爲め已むを得ず米の賣急ぎを爲すは只小農あるのみ。地主は未だ是にあづからず。されば投賣防止とは農民の大多數を占むる自作、小作の爲めに極めて

必要にして農村社會政策上慎重の意義あるものと知るべし。從來農民の困苦に迫るや只管政府當局を哀願するに留り偶々容れらるゝ所となるも多きは其時機を失し、恩典は漁者の利となり農民は其利も嘗て得ざる情態にありき。されば此舊套を脱し自發的に農民自ら團結して相互救済の任に當るは只此時に在りと爲し農會當事者の活動を促すに至れり即ち是れ罕に觀る農民運動とも見る可く投賣防止に對しては直接利害の關係薄しと思惟せる地主迄熱血を此一擧に注ぎつゝあるは所以ありといふべし農民が公平なる見地の下に投賣防止運動を開始せる理由に就いては以上に於いて多少の了解を贏得べしと信ず。然も只此上は消費者側に於ても寛容の襟度を爲し此際公平の眼を以て注視せられん事を希ふ

この文書中の趣旨は殆んど地方農會の主張文書中においても發見される所であるがその中について平均の生産費を五十圓と決定したること並びにこの運動を以て自作小作農のために極めて必要であるとなしたることは見解の當否は別として當時少なからず異論のあつた所である。

●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●● 上述の如く十一月末より十二月當初にかけての防止運動の傾向は全國的統一運動となるにまで立至

つてゐたのであるが、今や帝國農會のこの協議會を起點として愈々全國的統一を實現することは確實なる事實となつた。即ち十二月初から運動を開始した道府農會はその地方の運動組織を益々完備するやうになり未だ運動に對して十分なる熱意を懷かなかつたものも大勢に促されて熱心に呼應するやうになつたのである。

帝國農會の協議會後においても、各地方においてそれぞれ決議宣言建議等をなしたのであるが大概帝國農會の言動を模範としたもの又は一層具體化したものである。又此等を同協議會前における各地の決議等と比較して見ても大同小異であつて、要するに三十圓又は三十五圓以下の投賣を禁じ共同販賣の方法を奨励し、一方農工銀行その他を通じて金融を圓滑にするると云ふのであつて、之に附帶して政府の大規模の買付を要請したことは云ふまでもない。

●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●● 帝國農會の激勵 かく投賣防止運動の結果東が愈々強固となるに従つて消費階級殊

に米商等の反抗も漸く擡頭し來つた。これに對して帝國農會は當業者の自信と團結力を強むるため二十一日左の通牒を全國各農會へ發した。

投賣防止を決議し之を團體の力にて實行するは社會政策上正に米穀の需給調節の好結果を招來すべし近來地主小作人關係が險惡の兆を呈し之が爲め我が農業衰退を齎す憂ひあるも米價を生産費以上に維持すべく地主小作人が協力して活動する時は兩者の間を融和圓滿ならしむべし殊に小作問題の紛糾に地主等の痛苦甚しきことにして小作人の減少は直に地主の耕地需要不能となるを以て其自衛策としても投賣防止に盡力するは肝要なるが實行上最も緊要なるは金融の途を講ずるにあり而して農村には金融の機關不備なるを以て地主の援助に待つこと大なり次に米價維持の爲めに投賣を防止するは消費者に甚しく不利の如く解せらるゝも此米價の低落を放任する時は明年米作の減少を來し又復暴騰することゝなるべく斯くて暴騰暴落を演ずるは却つて消費者に不利の結果を與へ其生活を不安ならしむべし由來農民は團結力弱くして不利の立場にあるが若し今回の不賣同盟が中止崩壊を見るが如きとあらば益々輕侮を招くのみならず當業者は意氣沮喪して將來の團體運動は不可能となるべし世上不賣同盟は永續せず反動的瓦潰を齎すべしと云ふ者あるも農家は家を有し食料を有して金錢を要すること少く工業者と趣を

異にするを以て相當に金融の途を得ば目的を達し得べし各農會に於て夫れく適當の處置を取り決議實行に努力されよ

投防賣止實行開始期日である二十五日までには北海道沖繩を除く三府四十二縣共に投賣防止同盟に加盟した、この日各府縣農會に對し帝國農會は「實行開始の日來る前途に懸念なく奮闘あれ」と打電した。

ロ 反對運動

投賣防止運動者側も中立を言明してゐる當局者も共にこの運動によつて農民階級と其他の消費階級との反目抗争の惹起される事を憂慮してゐると述べてゐるけれども、實際上には十二月中旬頃からこの憂慮が單なる憂慮に止まらない傾向となつて現はれて來た。しかし、この傾向が如何様に發展するかは今後の問題で反對の聲を上げたのは主として小賣米商人、下級階級又は金融關係から特別の立場にある或商業會議所等である。

(1) 立憲労働黨の反對宣言

又十二日十六日東京においては、立憲勞

働黨なるものを始め二三の團體は左の決議をなし、農商務省當局に訴へるのみならず宣傳ビラ演說會等の運動方法を計劃したといふ。

我黨は食料政策の立場より全國府縣農會聯合總會の決議せる米不賣同盟及米價吊上運動は國民生活を脅威するものと認め絶對反對す

(2) 福岡縣下に於ける非難の聲

十八日の大阪朝日新聞は福岡縣に於ける小作人始め一般消費階級の反抗の聲を掲げてゐる。

戦時中に於ける米價の最高率に比し幾分米價が下落を來しあるは豊作の結果に基くものなるにも拘らず愈張りなる一部の米穀貯蔵者が依然米價の高率を保持せんとして米穀不賣決議を爲さんと企て且米穀投機業者によりて米價の騰貴を促進せんとするの聲あるに乗じ福岡縣政友會員を主として組織せる小倉市外金救郡農會が貯蔵米を有する當業者を集合し去る十二日穩かならぬ米穀不賣決議を爲したる以來彼等地主及び米穀貯蔵者を除きて他の大多數の小作農民は勿論一般人は所謂國民生活を脅威しつつある彼等の行爲を惡み之に對して批難の聲を高めつゝあり

(3) 神戸市内の貧民の陳情

又二十日神戸市においては日本國內貧民一同と署名して神戸商業會議所に農民の横暴をせめ貧民の犠牲に於て米價を維持するは思想界の現状より見るも危険此上なきことなりとの陳情書を提出した。

(4) 大阪労働組合の決議

二十四日大阪中の島中央公會堂で日本労働協會大阪仲仕人夫労働組合、京都西陳織友會、神戸勞友會等の幹部の協議會を開き左の決議をした。

米不賣同盟及米價吊上運動は國民生活の根底を破壊するものと認め絶對反對す
右決議す

(5) 高岡商業會議所の決議

曩きに富山縣下農村では投賣防止附帶決議として本年度大節期支拂を明年一月三十一日まで延期すべく一致の態度を定めたのであるが、之に對して二十五日高岡商業會議所は各業組合聯合會と共に市例年の慣行通りに支拂の實行をなすべく不

履行者に對しては日歩四錢の延滞利子を課することを決議した。

(6) 其の他事項

府縣知事若しくは郡長の如き地方自治團體の監督の地位にある者が地方農會長を兼ねたる地方においては、此等のものが防止運動に對して助力し又は默許したといふ事について少からず非難の聲があつた、又農會が斯の如き運動に従事するはその設立の主旨に反すると言ふ議論も出た、前者の一例を擧ぐれば大分市では同運動のために二十日頃には米價忽ちに石につき五圓方騰貴した爲め商工者は勿論農民の約三分の二に達する小農等の縣當局に對する非難の聲が高くなつた。

ハ 投賣防止運動の効果

この運動の米價に對する効果は各地方にそれ／＼多少現はれたのであるがその内主なるものは十一月下旬における北陸地方の賣止運動、十二月に入りて行はれたる兵庫縣農會における二十二府縣の決議、同月十三四日の帝國農會の決議、二十五日

の全國的賣止實行に際して生じたものである。今東京市場における効果の成績について東京時事新聞三十一日所載に依れば次の如し。

十二月發會の市況は正米更に一、二圓安、定期先物二十四圓九十錢に寄つき株綑絲と共に銀貨暴落を時の悲觀材料に數へて非勢止め度無く定期は三日大引け値段當限二十二圓九十九錢中限二十二圓、十一錢先限二十三圓十一錢の跡値賣案じに各地の一高一低を留意し漸く下値落付きとなりたるが一方正米は委託物益々増加し北陸産地の賣止め運動は多少同米の引返しを告げたるも標準相場は滔々として下落し日々の賣行頗る不良に推移し産地にては十五圓の手合すら出來せり十一日大體の底値を示せば(單位圓)

上米 中米 下米 平均
二八、七 二五、〇 二二、九 二五、二

不賣策奏功 併も止度無き暴落の結果商人の手持米稀薄となれる折柄到處不賣同盟を傳へて休日中の産地入電より引締りて三十四日に正米三圓高となり定期は灰汁抜け小粒りの氣先とて三期二十四圓蓋より忽ち廿六圓蓋に飛躍したるも其後は帝國農會の不賣宣傳を逆に賣られ採合ひ正米は再び不活發の漸落傾向に陥り十八日定期當限不勢の納會を終りたるに突如休日越より期正米共様變りて好勢に轉じ不賣宣言三十五圓は兎も有れ米價鈞上策に奏功して二十七日定期大納會は二十八圓

四十八錢の高値引け年來の新市五六十錢上箱を唱へられ二十八日納市の深川正米標準相場左の如く

上米	中米	下米	平均
四〇・七	二八・〇	一五・三	二八・〇

産地の高入電に一般人氣は續いて春高見越に靡きたりと

米の小賣相場がこの當時如何様に變化したかについてその一例として大阪市内十箇所の公設市場を擧げんに此等においては十二月十五日左の販賣價格の改正を行ふた。

種別	現販賣價	改正指定價
特等米	三六	三七
上白米	三三	三四
一等米	三〇	三一
半搗米	三二	三三
常用米	二六	二七
外米	二二	二三
臺灣米	二四	二五

この運動は米價につき以上の如き效果を生じたが社會的には色々の缺點を曝露した、蓋し各地に於ては小農が金融に窮して夜間或は早朝人目を忍びて廉賣する様になつたのはその一面である、又各府縣の

農村問題

間においても共同の決議を實行する點に關しては、寛嚴の差なきを得ぬがため勢この間に處して利を求むる商人の乗ずる事例は少くない、例へば十二月中旬に釜山では朝鮮米一石二十七八圓で買入れができたので鮮米内地移入のためこの間大に活躍するものがあつたのもこの爲めである。しかのみならず大多數の中以下の農民が勸業銀行や農工銀行の資金融通の利益を蒙り得ないのは勿論であつて、茲に大なる社會的不公正があるのみならず各地方の産業組合も如何なる程度に資金の融通をなし得るかについても心細い状態である。

三 政府及政黨の對策

投資防止運動に對しては政府はその理由の正當なることを認めてゐるけれども表面上は、どこまでも局外者の態度をとつてゐる。政府の採つた政策を見るに米價下落に對しては、「大正七年十月三十日緊急勅令第三百七十三號米及び粃の輸入税を低減又は免除する件」並びに「大正八年三月二十七日勅令第九號大麥及び小麥の輸

入税は毎百斤七十五錢とする件」の繼續をなさないのでその關稅を復活することなし、農商務省令に依る所謂輸出制限の撤廢と共に十一月一日から之を實施し、又勸業銀行農工銀行等と協議して農業に對する貸出につき便宜を與へることとした。けれども帝國農會に要望された三百萬石買上げの件も、常平倉實施の件も、經費の莫大なること其の他の理由によつて實行問題とはならなかつた。この點に關する當局の態度の發展については政友會其他農民階級の利害を代表する政黨員の態度は重大なる影響を及すべきは當然と見られるが、十二月十五日の政友會幹部會並びに黨務員會においては、大榛左の如き意見の一致を見之を首相に陳情した。

米價は近時益々低落するの勢あり之が爲め農民の購買力は大に減退して我經濟上に至大の影響を及ぼせるが如し、夫の各地方農會が米價調節に關して種々協議又は決議せるは尤ものことなりと信ず、政友會にても幹部會並に黨議員會に於て協議の結果之が調査の急務を認められたれば政府に於ても適當の方策を講せられたし

これに對する首相の意向は同十六日次の通り傳達された。

陳情の趣旨は十分諒承せり政府當局に於ても此問題に就き夙に考慮し居れるが更に其實效を擧ぐるに最善努すべし唯今日米價の低落甚しきは奸商が政府の持米たる外米五十萬石を賣離すが如く流言浮説して氣配を軟化するが一因なるもの、如く思はる、然し政府は決して外米を賣離すこと無きは度々當局者の口より言明せる所なり又此外米は今賣離さざれば腐敗するが如く云ふものあれども決して腐敗すること無く又之を支那饑饉救済の爲め支那に送るが如く云ふものあれども是亦事實に非ず政府は右外米は備荒貯蓄として依然之を政府の管理として保在し置く積りなれば此點は謬り無からんことを望む、之を要するに此調節問題は關係當局とも十分商議したる後適宜の方法を講じ各方面の希望に副はんことを期し居れり

又貴衆兩議院を多數に會員とする農政研究會有志者間においては米價暴落問題について協議の結果、十二月二十九日左の建議案を衆議院に提出すると共に、貴衆兩院に涉つて運動を始めるといふことである。

食糧政策上米穀の充實を計るは尤も肝要なり而して米穀の充實を計らんとせば農家經濟の

維持確立を計るに非ざれば之れを完ふすること能はざるや論なし然るに今や農家は農産物價格の低落により其の收穫は生産費を償ふに足らず、加ふるに公課及生活費漸く重ふして其の生計を支持する能ざらんとす、此の窮境にして永續せんか、遂に食糧の根源は枯渴せんとするの虞れあり、仍て政府は速に之に處する方策として金融の道を講じ食糧の充實を計り、農産物價格の平準を得るに必要なる方法を定め、國民生活の安定を期し、併せて國家經濟の確實を計るべし
右建議す

又前述勸業銀行及び農工銀行の實際的活動如何と見るに、十二月二十四日までの調べに依れば兩銀行から低利資金の融通を受くることになつた地方は左の通りである。

金額の定まれるもの
三重二百萬圓、奈良七十萬圓、栃木五十萬圓
東京五十萬圓、岐阜二百萬圓、埼玉八十萬圓
金額決定せざるも可及的融通を爲すべきもの

和歌山、滋賀、愛知、茨城、京都、神奈川、香川

因みに勸業銀行が府縣信用組合に聯合會に宛て通告した所は左の通りである。

拜啓陳者今般農村に於ける資金調達の一助と

し併せて勸業債券所有所の便宜に供し度貴管下の主なる信用組合へ別紙通牒を發送可致候に付き御了承相成度歳末急を要し折柄多忙にて手廻り兼候に付乍御手数貴會より可然御移牒の上御利申願度御案内旁貴意候
拜啓陳者當行は組合各位に對し無擔保にて貸出の取扱致居候處此外組合併に組員各位御所有の左記有價證券を擔保とし手形割引の方法を以て低利且つ小額と雖も極めて簡易に御融通可致特に勸業債券に對しては一層御便宜相計り可申に付き此際資金御調達の方法及し御利用相成度借入御希望の向は左記各項御了承の上同封の申込書へ夫々御記入御送附被下候はゞ御取引に要する書類早速御送附可申上候

- 一金額 三千圓以上
- 一利率 當分の内勸業貯蓄債券擔保日歩二錢
- 二厘、其他の有價證券擔保日歩二錢三厘、以上取交せたる場合は擔保價格の多きに依る、組合個人に對しては各一厘増の事
- 一期日 六十日以内とす
- 一擔保品に對する貸付高 各種勸業債券一通に付二十圓券は十三圓、同十圓券は六圓、貯蓄債券は三圓五十錢

第四 其他の問題

一 工業と農業

イ 大阪府下の勞働移動

近時工業の發達はその一結果として農

民の都會集注を激成した。殊に工業中心地附近においてその傾向が著しいやうである、農業勞銀昂騰の一素因も此點にあり、又官廳其他農會等が機械力を農業に應用しかけたこともこれがためである、左に一例として摘記するものは十二月、大阪府廳調査にかゝる農業勞働移動狀況である。

大阪市 商工業の發展に伴ひ周圍部の耕地は住家又は工場増設の爲愈狭められ農業勞働の需要減少し地方從來の農業勞働者は工業勞働に吸収せらるゝもの多く従つて概して減少の傾向あるものゝ如し

北河内郡 大正三年工業の勃興以來農業勞働者は都市に吸収せられ郡内工業勞働は漸次缺乏の有様なりしが降て戰亂終熄後工業没落の昨今尙農業勞働に従事する者少なく依然農業勞働者は減少の傾向なり

中河内郡 本郡の如く商工業發達せるのみならず大都市に接近せる農村に於ては農業勞働に従事するよりも比較的勞費少くして相當勞銀を得らるゝ事情あるを以て農業經營を行ふ者にも農業の餘暇には工業勞働に雇はるゝもの多く従つて農業勞働に従事する者減少せり定雇の如きは皆無にして月雇季節雇とても各村共餘儀なき者のみ従事しつゝあり

三島郡 農業勞働者は時勢の推移殊に時局の

關係上諸工業の發達に伴ひ漸次其數を減じ定雇季節雇の如きは男女共之を求むるに困難なるの狀態にあり日雇も亦減少せりと雖も近時勞働賃銀の騰貴に依り卒うじて需要を充し得るの狀況なり之を年齢別にすれば會社工場の職工増加の爲成年者殊に男女共十七歳以上三十歳未満のものに於て最も其數を減少せり

東成郡 純農村時代に於ては農業經營者には多く定雇を使用し日雇季節雇之に亞ぎ僕夫の如きも亦少からざりしも其後都市の發展に伴ひ之が氣風に感染せられ數年前より著しく工業賃銀の騰貴するに及び農業方面より漸次工業方面に勞働者の流動するに至り其數著しく減少せり

泉南郡 郡内一箇に亘つて諸工業の勃興に依り農業勞働者の缺乏を來し且つ農家の子弟にして義務教育を終り更に中等以上の教育を受くる者増加したる結果益農業勞働者缺乏の勢を助長しつゝあり

泉北郡 農業勞働者は逐年減少し來れるが爲之が補充として勞働者の需少なからず尙本郡の如きは都市に接續し居る事情より今後集約的なる園藝業に依り農業利益を増進し得べき望みあるを以て此方面に對しても相當勞働者の需要あり

豊能郡 各町村に亘り農業勞働者は漸次減少の傾向あり各地共不足を訴ふること甚しく加ふるに賃銀は極めて高く農村維持上洵に憂慮すべきものあり

西成郡 老年少幼年男女を通じて勞働者の數は著しく減少を示し其原因は各町村に逐年工場の増設せられ而も工業勞銀は農業に比して多額なると父母の膝下を離れず通勤し得る便宜あるを以て農業勞力の工業方面へ流動するが爲なり

堺市 各種種の農業勞働者は從來年を逐うて他の諸工業に轉稼しつゝあるは何れも同一なり然るに本年五六月頃より財貨變動に依り俄然工業の衰微を來し之が爲歸農するもの續出するに至れり

南河内郡 米麥其他農業生産品の價格下落の爲農業資金潤澤を缺くにも拘らず勞働賃銀は依然として下らず農業勞働者不足の狀態なり

口 同府下の地主小作人關係の變化
地主小作人關係の變動も又工業の發達に多少原因してゐる殊に工業中心地において著しいものがある、今その一例として大阪府農務課の調査になつたものを引用する。

地主小作の協調に關する狀況
戰亂の結果商工業發達の影響を受け市街地接續町村及鐵道沿線地方に於ける農業勞力は多く工業方面に吸収せられ其餘勢山間僻地の地に波及し爲めに農民の土地執着心淺薄となり小作人の農業經營漸次粗放に流れ地主との間に於ける關係亦昔日の温情を見ず往々小作料

の減額を迫り若し意の如くならざる時は小作人同盟して小作契約の解除を要求する等兩者の協調圓滿を缺くもの簇出しつゝあり而して一部地主に於て之が妥協懐柔に努むるものなきに非ずと雖も其努力も未だ消々たる大勢を防止するに足らず年を追うて險惡の傾向に迫みつゝありと云ふの外なし府下に於ける地主小作人の収益分配率は大體左の如し

地主の取分	小作の取分
最 多	最 少
七分	三分
最 少	最 多
五分	五分
普通	普通
六分	四分

凶作に於ける地主の措置

地主相互間又は小作人と協議して小作料減額率を決定するを常とし若し協議不調の際は雙方立會の上坪刈に依り標準を定め相當と認むる割引を爲し又甚だしき凶作にありては地主は小作人に種子肥料食糧等を貸與することもありと雖も是等協調も地主の自發的に出づるもの極めて稀にして多くは小作人の要求ありて後行はるもの多し是れ地主に於ては自ら進んで讓歩せんか更により以上の追求を迫られんことを恐るゝが爲めなり

小作奨励方法及施設

郡及郡農會に於ては精農家の表彰或は農事に關する共進會を開き町村、町村農會又は地主等に於て小作米品評會、小作人慰安會等を開き優良なるものを賞與し又は小作人に對し精神修養の講話を爲し或は娛樂を興へて響應等を爲すものありと雖も頗る少數にて徹底せる

もの殆んどなし

地主組合及小作人組合の施設

地主組合として組織的のものなく只だ凶年に於ける小作料減額率又は小作米品評會等の奨励方法を協議決定する爲め隨時會合し恰も地主會の如き觀を呈するもの數箇所在るに過ぎず小作人側に於ても組合と認むべきものなし然れども一朝地主に對し或要求を爲す場合に於ては共同團結を爲すもの多く而も地主の集團に比すれば極めて強固にして何等規則規約等の設けなきも問題發生毎に惹起する團體小作人の非共同的行爲に對して違約金、保證金の沒收或は除名等の制裁は極めて嚴格に行はれ團體の結束は一絲亂れざるものあり

地主小作紛争の事實

商工業の殷盛は盛に農業勞力を農村より奪ひ延いて農業を輕視するに至りしことは纏て地主小作間の疎隔の主因となり小作人は些少の不作をも之を口實として殆んど常に小作料の減額を要求して止まず而も一方地主は徒らに一時を糊塗するのみ吸々として永遠の考慮を缺き折角の努力も兩者協調融和の實績を擧ぐるに足らず紛争の内容は小作人は小作料の減額のより多からんことを主張し地主は其のより少なからんことを主張し遂には小作地を返戻し一時全く作付を爲さざること少なからず

福岡縣の鑛毒被害

鑛業の發達は農村に及ぼした損害については福岡縣の狀態は最も著しいもの

の一つであるが、本年同縣農會の中心となり調査せる結果政府に對して建議書を提出する等これが救濟運動に着手した。

建議書

時運の機勢に鑑み農工業の併進を圖るは國力の充實を期する所以にして國家存立上最緊要の事たるを信ず近時我國に於ける鑛業の發展益著しきものあるは洵に慶賀に堪へざる所なりと雖之が爲農業上に及ぼす被害の甚しきものあるは實に憂慮措く能ざる所なり今本縣に於ける鑛業に因る被害地を調査するに炭鑛採掘の爲耕地陷落及鑛毒水の放出に因る被害五千七百餘町歩に達し此の損害二百二十三萬餘圓の巨額に上り又水源たる溜池の漏洩水路の陷落等農作上の損害甚大なるのみならず耕地以外の土地其他の被害亦夥しく尙年々其被害を増加するの狀況なるを以て是等の損害を計上するときは實に驚くべき巨額に達すべし而して現行鑛業法に於ては専ら採掘者に有利にして前陳の損害に對し補償の明文なきを以て其交渉頗る煩雜にして之が解決甚だ困難なるのみならず往々にして遂に救濟の途なきものあり殊に一旦廢坑の場合に於ては其被害測り知るべからず爲に農業者をして物質上精神上大の打撃を蒙らしめ延て農家の困憊農村の衰頹を招來せしむるは洵に寒心に堪へざる所なり今や食糧の自給獨立上耕地の擴張及土地の利用益急切を加ふるの秋に當り之が荒

廢を防ぎ農村生活の安定を圖るは最緊要の方策なりと信ずるを以て宜敷鑛業地方の實情を洞察せられ鑛業法の一部に改正を加へ土地の

保全並損害補償の規定を設けられむことを懇請の至に堪へざるなり茲に本縣農會總會の決議に基き別紙調査書相添へ謹で請願候也

大正九年二月二十一日
農商務大臣宛

福岡縣農會會長 安河内麻吉

被害地反別

郡名	調査の時期	陥落被害地總反別	五割以下の被害	五割以上の被害	被害に毛地反別	鑛毒水被害地反別
粕屋郡	八年十二月	二二・四	一九四・四	二四・二	二・八	—
遠賀郡	六年十二月 八年十二月	七一五・四 七二五・七	六三七・五 五四八・一	七〇・三 一三三・一	七・六 四・五	九七・四 六九二・七
鞍手郡	同	三六〇・三	二九〇・一	三二・五	三・七	一六七・五
嘉穂郡	同	八六四・一	六七三・五	九一・六	九・〇	二七八・九
田川郡	同	四四〇・七	二六一・九	一四七・三	三・五	二五七・五
早良郡	八年十二月	九三九・二	七一九・八	一四〇・五	七八・九	一五二・四
三池郡	八年十二月	三四六・〇	二〇六・〇	一三〇・〇	一〇・〇	一一〇・〇
企救郡	八年十二月	四四三・九	二九四・四	一三六・八	三・七	一一〇・〇
計	六年十二月 八年十二月	一、八六二・四 四、六四四・八	一、三九五・五 三、三七九・四	三七九・二 八七七・八	八七・八 二八七・六	五三三・四 一、一三四・〇

被害金額

郡名	總金額	稲作			裏作	裏作反別
		五割以上	五割以下	不毛地		
粕屋郡	五、六七八	五八〇・〇	四、六四七・〇	三〇七・二	一五三・六	一三・八
遠賀郡	九、五三三・六	二九、〇〇〇	二、三三三・〇	一、二四〇・一	四、六八八	四七七・七
鞍手郡	七〇四、八四八	一〇、一三三	四、八二六・九	六三、〇〇六	一、四三四・〇	四七三・四
嘉穂郡	一一、一八八・〇	二、二三五・〇	二、七五六・六	二、一四一・五	一三、〇〇五・六	四三三・四
田川郡	四、五四八・〇	一一、五〇〇	一、九八八・〇	一、九三〇・〇	三、〇三〇・〇	二五四・七
早良郡	一、三四三・三	二、一三三・〇	一、三四一・〇	五、四四〇・〇	五、三三〇・〇	一四七・九
三池郡	一、八三〇	一〇、五五〇	六六、〇五〇	二七、二〇〇	一五、九〇〇	一四七・九
企救郡	四〇〇・〇	二、二二〇	一〇、六三三	二、四六四	五、三三〇・〇	八三三・九
計	二、二二二、〇三六	八、六四二・二	一八、一〇六・五	六、五二〇・一	一九、〇一九・二	二、二四六・八

被害の摘要

- 被害の種類
- 一、耕地、宅地、道路、水路の陥落
 - 二、住家の傾斜、倒壊
 - 三、飲料水、使用水、灌漑水の欠乏、姑湯並

變質

- 四、溜池の漏洩並枯涸
 - 五、鑛毒水の放流に因る耕地の惡變
- 被害救済上最も困難なる事項
- 一、鑛業被害地に對する補償法に對しては鑛業法中明確なる條項なき爲其補償に對する
 - 二、鑛業に依る地表の陥落は採掘地の地表に限るにあらずして二三十町を距る遠方に發
- 繫争法は民事訴訟法に依らざるべからず然るに鑛業者所謂大資本家に對し貧弱なる農民は之に對抗する能はざるを以て目下最も困難を極め居れり

- 生すること多く此場合は鑛産或は鑛業權の所有者を異にすることあり其原因不明を名とし互に責任を轉嫁し之を證明する適當の方法なく責任者を定むること困難なり
- 三、重複鑛産に於ける被害は責任を轉嫁し其原因を證明すべき適當の方法なく責任者を定むること甚だ困難なり
- 四、鑛業權が甲乙丙等に轉展したる後發生する被害は互に責任を轉嫁する場合多し然るに其原因を確認すべき方法なく責任者を定むること極めて困難なり
- 五、飲料水枯渴及變質の原因を確認すること最も困難なり加ふるに附近に適當の飲料水を求め得ざる場合多くして住民の困難を感ずること最も切なり
- 六、炭坑より放出する毒水は灌溉に混入し作物に被害を及ぼすのみならず有害なる沈澱物を生じ其濃厚なるに従ひ耕土惡變し米麥作に及ぼす損害甚大なり加ふるに沈澱物は其量甚だ多くして河床を埋め爲めに年々鑛毒を含める洪水氾濫し浸入被害面積擴大するも關係炭坑多數にして耕作者は之が損害補償を訴ふべき責任者不明なるに苦む
- 七、採掘中 被害地に對しては鑛業者に於て幾分の補償及復舊をなす者ありと雖も廢坑後は其責任者なく目下廢坑地の被害並復舊に對しては痛切に困難を極め居れり

二 福岡縣愛媛縣の農村住宅調査

農村における住宅問題は明年のゼネバ第三回國際労働會議に關連して多少注意を喚起してゐる觀がある、而してこの問題は今後益々重要となるは言ふまでもない。この點に關して福岡縣の一農會は住宅の改良に資せんがため左の方法によつて農家住宅の品評會を開いた。

筑後三井郡農會の計畫を記せんに、其方法は一町村十點内外を選抜出品せしめ郡農會審査員に依り其大綱を衛生、經濟の兩方面に分ち調査し衛生方面に關する事項は住宅堆肥舍、厩舍、便所、物置倉庫、物乾場等の位置構造配置並に下水塵芥溜灰小舍等の設備等衛生的諸般の事項を精査するにありて得點を三十點とし經濟的方面にありては宅地内に於ける竹木草木植物類の種類品種位置手入の良否より養鶏養蠶養豚等の設備地は勿論空地籬等の利用に關し經濟能力に就き調査し得點を七十點とし兩者を併せ百點とせり而して之れが審査に關しては樹木の如き風致賞玩の點をも充分に注意し趣味の進歩と其啓發の如何をも考慮すべし同郡にては目下六七ヶ村に於て其第

一回審査を了したるが其成績に徴するに厩舍便所の位置場所との距離宅地内に於ける樹木の種類突地の利用又は樹木と干燥場との關係等幾多遺憾の點多しといふ

又愛媛縣に於ける調査は左の如し。

越智郡農會にては生活狀態の全く異なる島嶼部は省略し調査區を龜岡、日高、富田の三村に選定したるが調査の目的物たる農家は田畑三町歩以上を所有する者を上、一町歩位を中田畑二三段を所有して傍小作を爲し居れる者を下となし

右三種に該當する特定の者に就き此程下調べを終へたるが龜岡村に數ける純小作の住宅は八疊と六疊の二間にて外に土間、畜舍及び物置を所有し居れり。

又富田村に於ける中農の住宅は六疊三間に四疊半二間にて外に土藏、納屋、畜舍、堆肥小屋、物置、鶏舍等附屬し居れり尙ほ上農に至れば門構へ廣く住宅は二階にて八間を有し外に土藏、湯殿、納屋、畜舍、物置、堆肥舍等整備し居るものあり其懸隔は頗る著しきものありと

(大阪朝日新聞九月二十一日所載)

ホ 農業労働者仲介業調

(内務省社會局調大正九年十二月一日最近一ヶ年間)

道廳及府縣	道 廳 及 府 縣																						
	北 海 道	東 京 道	神 奈 川 府	兵 庫 府	長 崎 縣	新 潟 縣	埼 玉 縣	群 馬 縣	千 葉 縣	茨 城 縣	栃 木 縣	奈 良 縣	三 重 縣	愛 知 縣	靜 岡 縣	山 梨 縣	滋 賀 縣	岐 阜 縣	長 野 縣	宮 城 縣	福 島 縣	岩 手 縣	青 森 縣
經營者別	經營者別																						
	同 營 業 者	同 營 業 者	同 營 業 者	同 營 業 者	同 營 業 者	同 營 業 者	同 營 業 者	同 營 業 者	同 營 業 者	同 營 業 者	同 營 業 者	同 營 業 者	同 營 業 者	同 營 業 者	同 營 業 者	同 營 業 者	同 營 業 者	同 營 業 者	同 營 業 者	同 營 業 者	同 營 業 者	同 營 業 者	同 營 業 者
數	數																						
	一五二	一〇五	一〇九	四二二	一八二	一〇九	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二
一ヶ年に仲介する農業労働者の員數	一ヶ年に仲介する農業労働者の員數																						
	六三	七一〇	七五〇	一九八	二、七五四	七九四	八六	一、九六〇	一、九六〇	一、九六〇	一、九六〇	一、九六〇	一、九六〇	一、九六〇	一、九六〇	一、九六〇	一、九六〇	一、九六〇	一、九六〇	一、九六〇	一、九六〇	一、九六〇	一、九六〇
仲介先別	仲介先別																						
	他府縣	自府縣	他府縣	自府縣	他府縣	自府縣	他府縣	自府縣	他府縣	自府縣	他府縣	自府縣	他府縣	自府縣	他府縣	自府縣	他府縣	自府縣	他府縣	自府縣	他府縣	自府縣	他府縣
給金の歩合を以て定むるもの	給金の歩合を以て定むるもの																						
	一八	三一	三	八五	一、三三四	一、三三四	一、三三四	一、三三四	一、三三四	一、三三四	一、三三四	一、三三四	一、三三四	一、三三四	一、三三四	一、三三四	一、三三四	一、三三四	一、三三四	一、三三四	一、三三四	一、三三四	一、三三四
手	手																						
	然らざるもの	然らざるもの	然らざるもの	然らざるもの	然らざるもの	然らざるもの	然らざるもの	然らざるもの	然らざるもの	然らざるもの	然らざるもの	然らざるもの	然らざるもの	然らざるもの	然らざるもの	然らざるもの	然らざるもの	然らざるもの	然らざるもの	然らざるもの	然らざるもの	然らざるもの	然らざるもの
雇主負擔	雇主負擔																						
	一四	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雇入負擔	雇入負擔																						
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
双方負擔	双方負擔																						
	四五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五

秋福石富島島岡廣山和德香愛高福大佐熊宮鹿沖合

兒

歌

日本勞働年鑑

田井川山取根山島山口島山廣岡廣山和德香愛高福大佐熊宮鹿沖合

計繩島崎本賀分岡知媛川島山山口島山廣岡廣山和德香愛高福大佐熊宮鹿沖合

計	繩	島	崎	本	賀	分	岡	知	媛	川	島	山	山口	島	山	廣	岡	廣	山	和	德	香	愛	高	福	大	佐	熊	宮	鹿	沖	合				
				營業者		町村農會營業者		同業者		同業者	縣市營業者		同業者		同業者																					
二、五八四				三一		四八		五九		二八二	一五五		一〇四		一〇四																					
五、一九九五				二九七		七七〇		六三四		二、三二八	四四二		三一〇		四八四																					
六、八四七				二二		一四三		二五		五九	二〇二		一、〇八九																							
四、五、一四八				二七五		六二七		六〇九		二、二六九	二四〇		二、〇四二		四八四																					

				三一		三九八		五八二		百分ノ五乃至百分ノ十	給金ノ百分ノ五		九分		一分																					
						二五一		五二			三〇九		四分		二分																					
						三四					五〇																									
						二三					雙方額同宛拂																									
				三一		五九二		六三四					二六		五																					